

第5期杉並区障害福祉計画(案)
第1期杉並区障害児福祉計画(案)
(平成30年度～平成32年度)

杉並区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の推進に向けて	3

第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状

1 障害者数の状況	4
2 サービスの利用状況等	9

第3章 障害福祉分野における計画の基本理念・基本的方向と施策の 体系

1 障害福祉分野における計画の基本理念	1 2
2 施策の推進に向けた基本的方向	1 3
3 障害福祉施策の体系	1 4

第4章 計画の成果目標と活動指標 1 7 |

1 成果目標	1 9
2 活動指標	2 7

資料

1 計画の策定経過	4 0
2 調査結果の概要	4 1

〈参考〉 杉並区障害者計画	5 1
---------------------	-----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

平成 28 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」といいます。)が施行される中、区では、これまでも障害者の権利擁護の普及啓発に取り組んできました。しかしながら、平成 28 年 12 月に実施した障害者への調査では、依然半数以上の方が障害に対する偏見を感じているという結果が示されており、これまで以上に障害を理由とする差別のないまちづくりに向け、障害のある人もない人も共に取り組んでいくことが求められています。

また、平成 28 年 6 月に改正された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)により、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するなどの見直しが行われました。また、同じく改正された児童福祉法により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

このほか、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、平成 30 年 4 月からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わるとともに、障害者雇用率が引上げとなります。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、障害福祉施策の一層の充実を図るため「皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会」を共通の基本理念として、「杉並区保健福祉計画」に包含されている「杉並区障害者計画」を改定するとともに、「第 5 期杉並区障害福祉計画」及び「第 1 期杉並区障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

2 計画の位置付け

(1) 「第5期杉並区障害福祉計画」及び「第1期杉並区障害児福祉計画」の位置付け

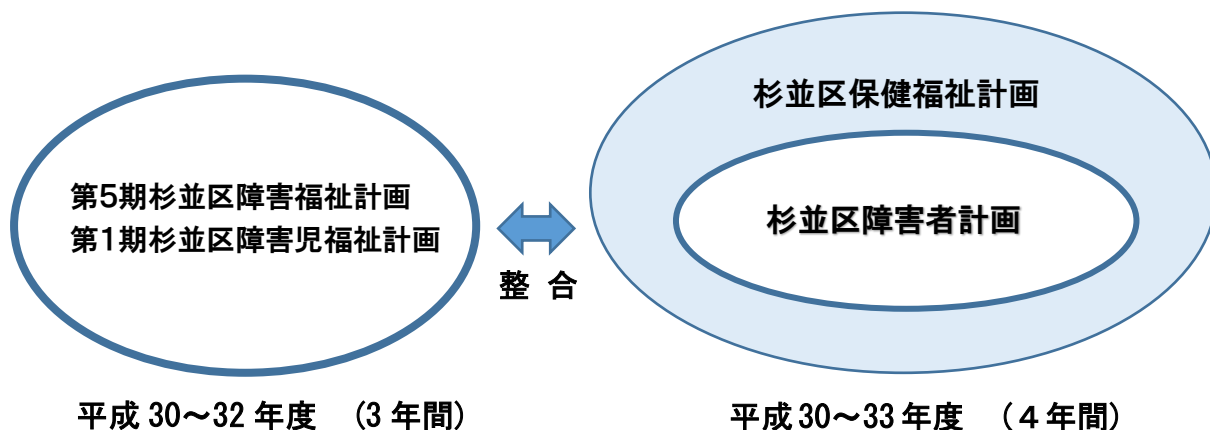
「第5期杉並区障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。併せて、今回から新たに児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」である「第1期杉並区障害児福祉計画」と一体的に策定します。

(2) 「杉並区障害者計画」との関係

「杉並区障害者計画」は、障害福祉施策に関する基本計画として「杉並区保健福祉計画」に包含されています。

「第5期杉並区障害福祉計画」及び「第1期杉並区障害児福祉計画」は、「杉並区障害者計画」との整合性を図りながら、区の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量などを定めます。

	第5期杉並区障害福祉計画 第1期杉並区障害児福祉計画	杉並区障害者計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20	障害者基本法第11条
趣旨	国の基本指針に即し、区の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量などを定める計画	障害者の状況等を踏まえた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画
位置付け	杉並区保健福祉計画と整合をとりながら策定	杉並区保健福祉計画に包含して策定
計画期間	平成30～32年度（3年間） ※国の基本指針による	平成30～33年度（4年間） ※杉並区保健福祉計画による

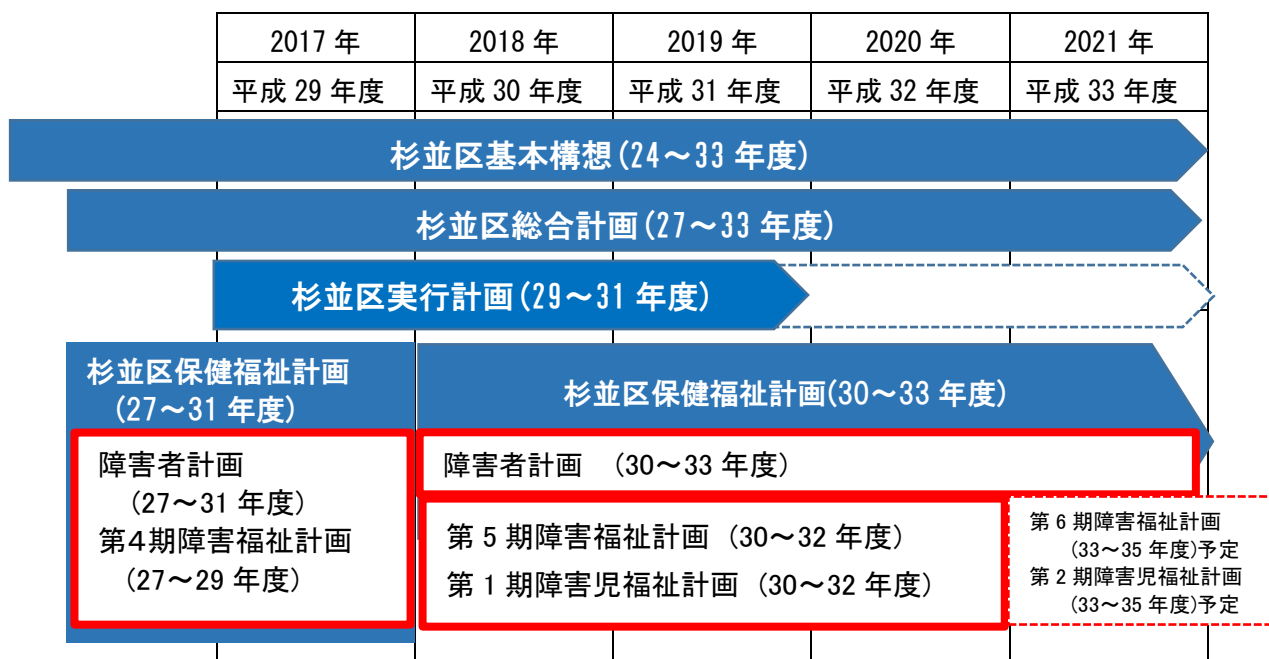


3 計画の期間

障害者総合支援法による国の基本指針に即した「第5期杉並区障害福祉計画」及び「第1期杉並区障害児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

一方、杉並区保健福祉計画は、杉並区基本構想の実現に向け、杉並区総合計画及び杉並区実行計画の施策をもとに、平成30年度から平成33年度までを計画期間としています。よって、「杉並区障害者計画」の計画期間は、杉並区保健福祉計画に合わせ、平成30年度から平成33年度までの4年間とします。

各関連計画の期間は、次の通りです。



4 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進のために

- 計画を推進するに当たっては、区とともに、障害者、障害者関係機関・団体、事業者などの地域を構成する様々な主体が連携し、協力し合いながら、一丸となって取り組んでいきます。
- 障害福祉分野だけでなく、高齢者、子ども、健康推進、教育、医療、雇用等、分野の枠にとらわれず、総合的かつ横断的に施策を展開していきます。

(2) 計画の点検と評価

- 各種施策の進捗状況、成果目標等の達成状況について、定期的に状況を把握し、点検と評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直すというPDCAサイクルを実施します。
- 点検と評価に当たっては、「地域自立支援協議会」及び「障害者福祉推進連絡協議会」等に報告し、意見交換をしながら進めていきます。

第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状

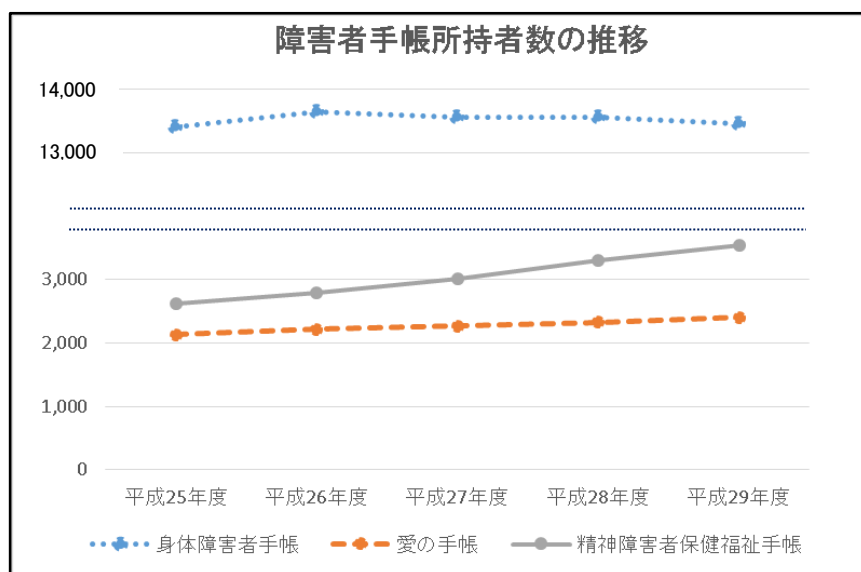
1 障害者数の状況

身体障害者手帳の所持者数は、過去5年でほぼ横ばい状態が続き、平成29年度は13,467人となっています。知的障害の「愛の手帳」所持者は、年々増加しており、平成29年度は2,404人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、大幅に増加しており、平成29年度は3,536人となっています。

(1) 障害者手帳所持者数の推移

手帳種別	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①身体障害者手帳	人数(人)	13,413	13,652	13,564	13,564	13,467
	対人口構成比(%)	2.48	2.50	2.47	2.44	2.40
②愛の手帳	人数(人)	2,131	2,216	2,265	2,324	2,404
	対人口構成比(%)	0.39	0.41	0.41	0.42	0.43
③精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	2,624	2,792	3,010	3,303	3,536
	対人口構成比(%)	0.48	0.51	0.55	0.59	0.63
手帳所持者(①+②+③)合計	人数(人)	18,168	18,660	18,839	19,191	19,407
	対人口構成比(%)	3.36	3.42	3.43	3.45	3.45
人口	人数(人)	541,253	545,210	549,998	555,897	562,065

※各年4月1日現在。ただし、精神障害者保健福祉手帳は3月31日現在を4月1日に読み替えています。
 ※身体障害者手帳所持者で重複障害の方は、それぞれの障害種別ごとに人数を計上していますので、手帳所持者実人数より多くなっています。



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

年齢区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	人数(人)	305	301	307	329	335
	構成比(%)	2.27	2.20	2.26	2.43	2.49
18歳～64歳	人数(人)	4,126	4,076	3,999	3,984	3,926
	構成比(%)	30.76	29.86	29.48	29.37	29.15
65歳以上	人数(人)	8,982	9,275	9,258	9,251	9,206
	構成比(%)	66.96	67.94	68.25	68.20	68.36
総数	人数(人)	13,413	13,652	13,564	13,564	13,467

障害程度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	人数(人)	4,902	5,004	5,017	5,053	5,040
	構成比(%)	37	37	37	37	37
2級	人数(人)	2,056	2,035	2,016	2,035	1,975
	構成比(%)	15	15	15	15	15
3級	人数(人)	2,288	2,350	2,293	2,250	2,216
	構成比(%)	17	17	17	17	16
4級	人数(人)	3,033	3,137	3,092	3,049	3,034
	構成比(%)	23	23	23	22	23
5級	人数(人)	603	592	607	620	640
	構成比(%)	4	4	4	5	5
6級	人数(人)	531	534	539	557	562
	構成比(%)	4	4	4	4	4
総数	人数(人)	13,413	13,652	13,564	13,564	13,467

〈障害種別〉						
障害種類	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
肢体不自由	人数(人)	6,667	6,799	6,691	6,579	6,425
	構成比(%)	49.71	49.80	49.33	48.50	47.71
内部障害	人数(人)	4,497	4,606	4,662	4,742	4,799
	構成比(%)	33.53	33.74	34.37	34.96	35.64
視覚障害	人数(人)	1,004	1,002	956	979	968
	構成比(%)	7.49	7.34	7.05	7.22	7.19
聴覚・平衡機能障害	人数(人)	971	981	985	992	999
	構成比(%)	7.24	7.19	7.26	7.31	7.42
音声・言語、咀嚼機能障害	人数(人)	274	264	270	272	276
	構成比(%)	2.04	1.93	1.99	2.01	2.05
総数	人数(人)	13,413	13,652	13,564	13,564	13,467

(3) 愛の手帳所持者数の推移

＜年齢区分別＞						
年齢区分	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	人数(人)	485	518	516	533	566
	構成比(%)	22.76	23.38	22.78	22.93	23.54
18歳～64歳	人数(人)	1,503	1,543	1,595	1,624	1,664
	構成比(%)	70.53	69.63	70.42	69.88	69.22
65歳以上	人数(人)	143	155	154	167	174
	構成比(%)	6.71	6.99	6.80	7.19	7.24
総数	人数(人)	2,131	2,216	2,265	2,324	2,404

＜障害程度別＞						
障害程度	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1度	人数(人)	66	68	69	71	73
	構成比(%)	3.10	3.07	3.05	3.06	3.04
2度	人数(人)	600	626	647	667	679
	構成比(%)	28.16	28.25	28.57	28.70	28.24
3度	人数(人)	585	594	599	606	614
	構成比(%)	27.45	26.81	26.45	26.08	25.54
4度	人数(人)	880	928	950	980	1,038
	構成比(%)	41.30	41.88	41.94	42.17	43.18
総数	人数(人)	2,131	2,216	2,265	2,324	2,404

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

＜年齢区分別＞						
年齢区分	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
65歳未満	人数(人)	2,328	2,502	2,655	2,958	3,132
	構成比(%)	88.72	89.61	88.21	89.55	88.57
65歳以上	人数(人)	296	290	355	345	404
	構成比(%)	11.28	10.39	11.79	10.45	11.43
総数	人数(人)	2,624	2,792	3,010	3,303	3,536

＜障害程度別＞						
障害程度	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	人数(人)	189	190	186	181	208
	構成比(%)	7.20	6.81	6.18	5.48	5.88
2級	人数(人)	1,402	1,449	1,512	1,634	1,733
	構成比(%)	53.43	51.90	50.23	49.47	49.01
3級	人数(人)	1,033	1,153	1,312	1,488	1,595
	構成比(%)	39.37	41.30	43.59	45.05	45.11
総数	人数(人)	2,624	2,792	3,010	3,303	3,536

(5) 難病医療費助成認定者数の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成認定者	人数(人)	4,594	4,794	5,030	5,050	5,194

2 サービスの利用状況等

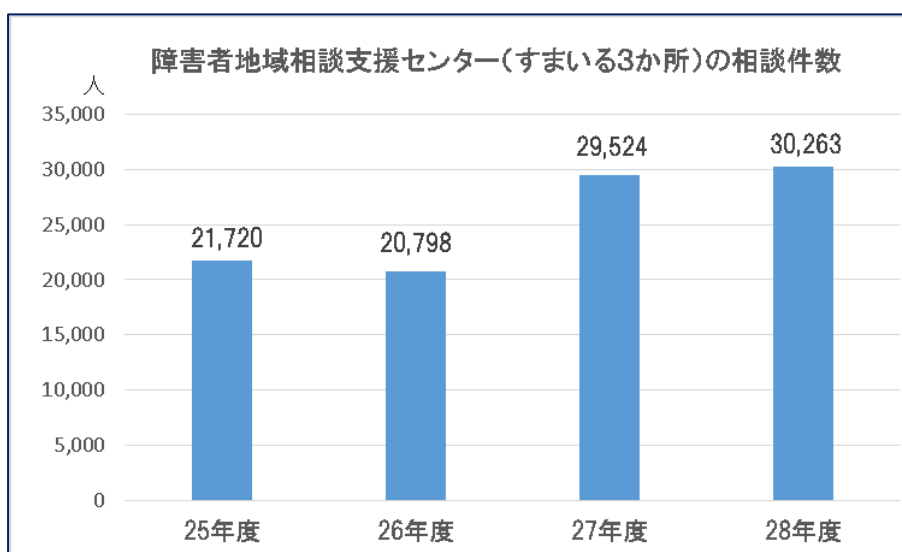
平成 25 年 4 月に設置した障害者地域相談支援センター（すまいる）の周知が進み、平成 28 年度末には 3 万件を超える相談実績がありました。

また、サービスを必要とする利用者への「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の作成率は、平成 28 年度末には、ほぼ 100%となりました。

なお、障害福祉サービス等の給付費は年々上がっており、平成 28 年度の障害福祉サービス等の給付費は 5 億 4,083 万円で平成 24 年度の給付費の約 1.2 倍に、障害児を対象としたサービス等の給付費は 8 億 7,324 万円で平成 24 年度の給付費の約 5.2 倍となっています。

（1）相談件数の推移

〈相談件数〉				(件)
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	21,720	20,798	29,524	30,263



〈障害種別相談件数(重複あり)〉					(件)
障害種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
身体障害	883	1,433	1,821	1,141	
重症心身	0	0	3	2	
知的障害	6,458	6,651	7,781	16,621	
精神障害	14,061	14,694	20,573	32,443	
発達障害	670	907	1,486	3,694	
難病	53	66	187	111	
高次脳機能障害	188	231	342	272	
その他	1,557	608	813	1,462	

(2) 計画作成実績の推移

※各年度末時点

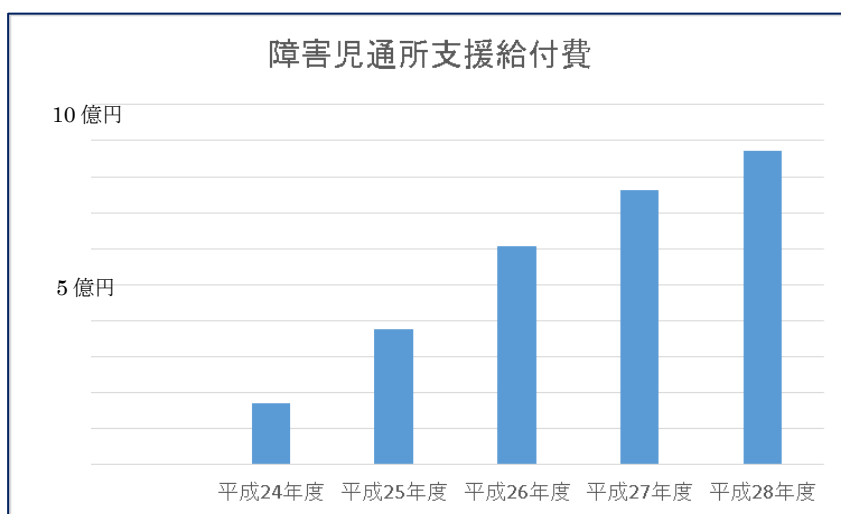
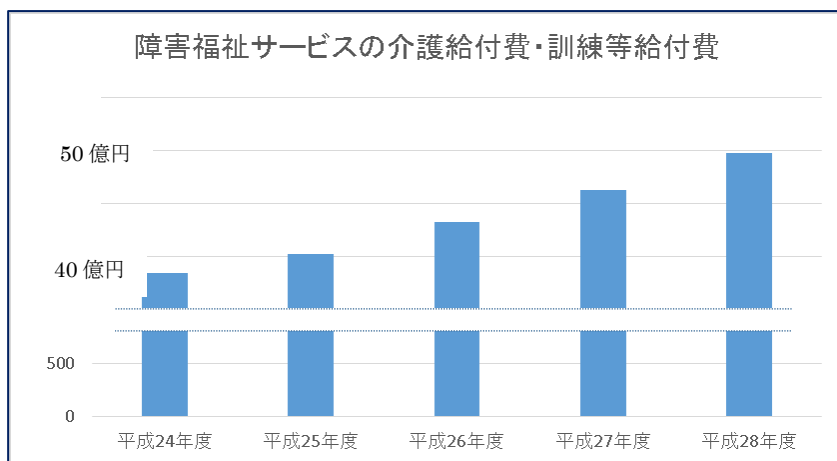
計画種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害福祉サービス等 受給者数者(人)	2,706	2,691	2,696
サービス等利用計画 作成済者(人)	1,862	2,379	2,622
サービス等利用計画 作成率 (%)	68.8	88.4	97.3
障害児通所支援 受給者数者(人)	933	1,046	1,425
障害児支援利用計画 作成済者 (人)	624	1,046	1,425
障害児支援利用計画 作成率 (%)	66.9	100.0	100.0

(3) サービス支給決定者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害福祉サービス支 給決定者 (人)	2,787	2,910	2,939	2,930	2,998
障害児通所支援支給 決定者 (人)	330	681	707	1,336	1,462

(4) 障害福祉サービス等給付費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害福祉サービスの介護給付費・訓練等給付費（円）	4,347,897,836	4,530,327,682	4,824,592,652	5,134,543,688	5,480,833,000
障害児通所支援給付費（円）	168,829,124	375,635,535	607,593,837	761,218,449	873,239,822



第3章 障害福祉分野における計画の基本理念・基本的方向と 施策の体系

1 障害福祉分野における計画の基本理念

「杉並区保健福祉計画」に包含されている「杉並区障害者計画」並びに「第5期杉並区障害福祉計画」及び「第1期杉並区障害児福祉計画」については、障害福祉施策を効果的に推進する観点から、一体的に取り組んでいく必要があります。

そこで、障害福祉分野における計画の共通の基本理念を次のとおり掲げ、施策を推進していきます。

障害福祉分野における計画の基本理念

皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会

- 区は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性とを尊重し支え合う、共生社会の実現を目指します。
- 障害者は、社会の構成員として人権を尊重され、自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加し、地域社会の一員としてその役割を担うこととなります。
そのため、区は、
 - ・障害者が主体的に自分のことを自分で決められるよう意思決定過程において必要な支援を行い、自らの意思で選択・決定し、さらにはその決定を表明できる仕組みづくりを進めます。
 - ・障害者が自らの力を最大限発揮できるよう、障害を理由とする差別など、あらゆる場面で、障害者の自立や社会参加を制約している慣習などの除去に努めます。
- 障害者一人ひとりが個性を発揮し、自分らしく活躍できるまちづくりを進めます。

2 施策の推進に向けた基本的方向

障害福祉分野における計画の基本理念を実現するため、次の3つを基本的方向として掲げ、施策を推進していきます。

基本的方向

住み慣れた地域で、自分らしく暮らすための取組の促進

障害者一人ひとりに合わせ、その人の力を引き出す支援の充実

地域が一体となり、切れ目のない支援を行える仕組みづくり

(1) 住み慣れた地域で、自分らしく暮らすための取組の促進

住み慣れた地域で障害者が自分らしく暮らすには、地域の方の理解が不可欠です。障害者が自分の生活や生き方を自ら選択・決定し、就労や社会参加をしながら自分の力を発揮できるよう、区は、障害を理由とする差別など制約となっている慣習などを取り除き、地域の支援者、理解者を増やすなど、障害に対する理解と配慮に関する取組を促進します。

(2) 障害者一人ひとりに合わせ、その人の力を引き出す支援の充実

障害者への支援は、障害の状態、生活の状況等の環境により一人ひとり異なります。それぞれの人に合わせ、また、その人の持つ力を最大限引き出す支援ができるよう、区は、障害者やその家族の相談に的確に応じるとともに、地域のネットワークを強化して、適切な支援を継続的に受けられる環境を整えます。

(3) 地域が一体となり、切れ目のない支援を行える仕組みづくり

障害者が地域において自立した生活を送るには、地域が一体となった支援体制が必要です。地域社会を構成する全ての人と、区をはじめとした公的機関が連携し、教育・福祉・医療・雇用等の分野の枠にとらわれず、包括的な支援体制を築くことで、障害者への切れ目のない支援が行える仕組みづくりを進めます。

3 障害福祉施策の体系

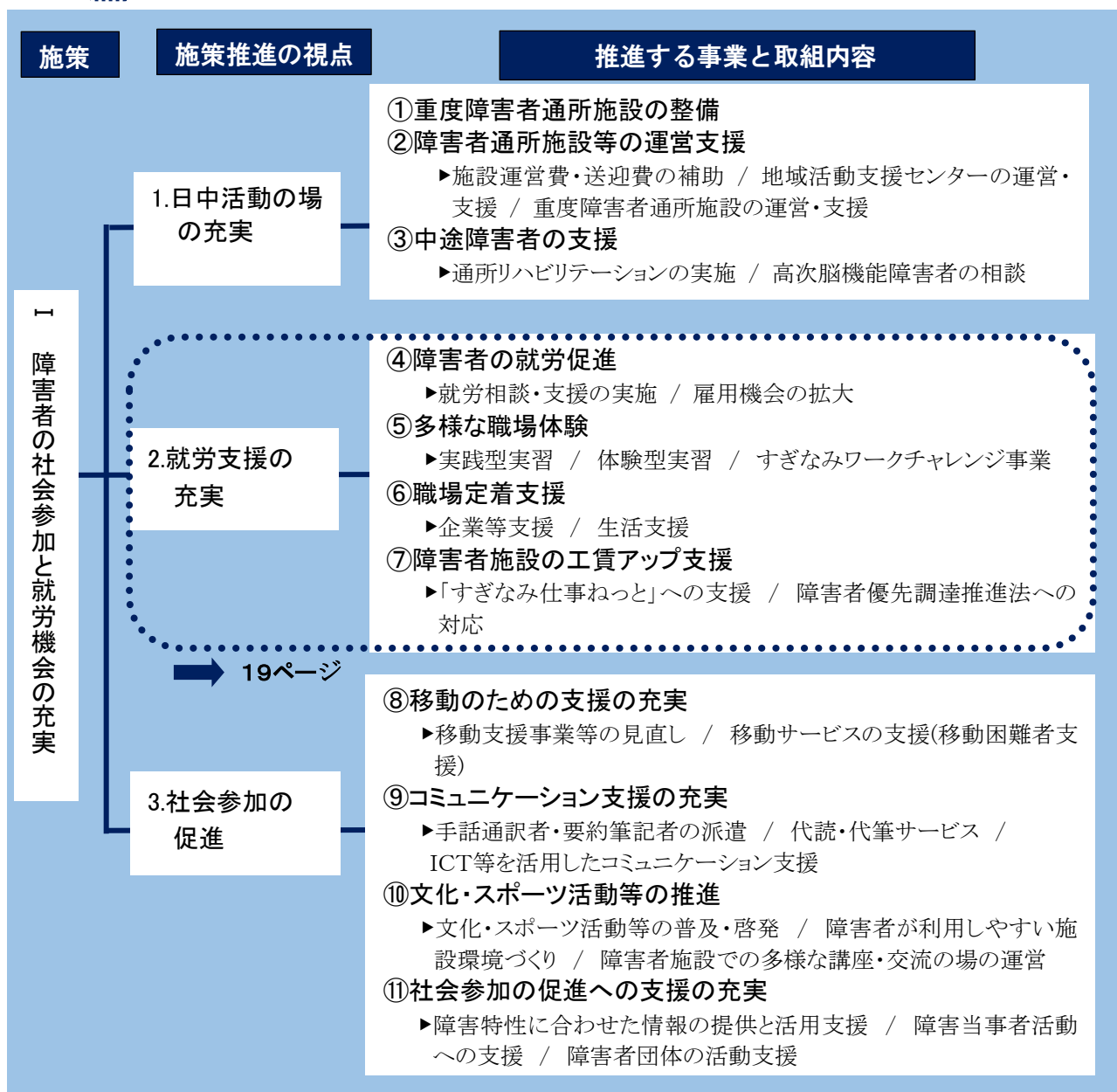
障害福祉施策全体の体系は、「杉並区保健福祉計画」に包含されている「杉並区障害者計画」のとおりです。

「第5期杉並区障害福祉計画」及び「第1期杉並区障害児福祉計画」における成果目標の達成に向けて取り組む事業を、区は障害福祉施策体系に次のとおり位置付けています。

※成果目標とは、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「国の基本指針」といいます。）」に即し、また、区の現状を踏まえて設定した障害福祉サービス等の平成32年度までの目標値のこと。

<杉並区障害者計画における施策の体系>

★ は、「第5期杉並区障害福祉計画」及び「第1期杉並区障害児福祉計画」の成果目標達成に向けた事業



施策

施策推進の視点

推進する事業と取組内容

障害者の地域生活支援の充実

1. 共生社会の実現に向けた権利擁護の推進

- ① 権利擁護の普及啓発
 - ▶ 障害当事者とともに進める普及啓発の推進 / 行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進 / 障害への理解に向けた取組の促進
- ② 虐待防止の推進
 - ▶ 虐待の未然防止及び対応体制の充実 / 介護者等への支援
- ③ 成年後見制度等の利用促進
 - ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり / 審議会の設置 / 日常生活自立支援事業の利用促進
- ④ 「心のバリアフリー」の推進

2. 地域連携による相談支援体制等の充実

- ⑤ 相談支援体制の充実
 - ▶ 基幹相談支援センター機能の充実 / 地域における相談支援体制の充実 / ピア(当事者)相談員等の相談支援の推進 / 高齢障害者の相談支援体制の推進
- ⑥ 地域生活支援拠点の整備 → 21ページ
- ⑦ 地域生活への移行促進と定着支援
 - ▶ 精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進 / 入所施設等からの地域移行の推進 → 22ページ → 24ページ
- ⑧ 地域の支援力強化に向けた取組の推進
 - ▶ 在宅医療・生活支援センターとの連携 / 研修等による事業者への支援の充実 / 事業者の連携による支援力の向上 / 福祉人材確保・定着等に対する取組 / 障害福祉サービス等の指導検査の実施

3. 住まいの確保と支援

- ⑨ 住まいの確保支援
 - ▶ 住宅入居支援事業の実施 / 区営住宅の活用 / 一般住宅の改修によるバリアフリー化 / グループホームの整備 / 多様な住まいの確保に向けた検討
- ⑩ 地域で住み続けるための支援
 - ▶ 自宅でのひとり暮らしを含めた自立生活への支援 / グループホーム入居者・世話人への支援

4. 日常生活の支援

- ⑪ 短期入所等の拡充
 - ▶ 重度障害者を含めた短期入所事業の拡充 / 特別養護老人ホームにおける障害者の受入れの推進 / 日帰りショートステイの実施
- ⑫ 重度障害者の在宅支援サービスの実施
 - ▶ 重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業 / 訪問入浴サービス / 理美容サービス / 寝具洗濯・乾燥サービス / 日常生活用具の給付等
- ⑬ 成人期発達障害者支援の充実
 - ▶ 専門プログラムの実施 / 社会参加のための支援(余暇活動支援)
- ⑭ 障害者の疾病予防と健康増進
 - ▶ 障害者の疾病予防 / 障害者の健康増進

5. 安全安心な地域生活の確保

- ⑮ 地域での見守りの推進
- ⑯ 災害時の支援体制の充実
 - ▶ 災害時における障害特性に応じた情報伝達の支援 / 災害時要配慮者対策の推進
- ⑰ 緊急時に対応する事業の充実
 - ▶ 緊急ショートステイの実施 / 位置情報端末機器の貸与 / 緊急通報システムの設置

障害児支援の
充実

➡ 25ページ

①障害児の発達相談

▶発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施 / 医療相談・専門相談支援の充実

②療育支援の充実

▶こども発達センターの療育支援の実施 / 重症心身障害児通所施設わかばの運営支援の実施 / 民間児童発達支援事業所の支援の質の向上 / 重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営支援 / 学齢期発達障害児支援事業の充実

③地域支援の充実

▶地域支援講座の実施 / 保育所等訪問支援の実施 / 関係機関・学校とのつながりづくりの推進

④障害児保育の実施

▶障害児保育の拡充 / 保育対応型児童発達支援保育料助成

⑤学童クラブの整備・充実

▶特別支援児の受入れ推進等

第4章 計画の成果目標と活動指標

「第5期杉並区障害福祉計画」及び「第1期杉並区障害児福祉計画」では、「杉並区障害者計画」との整合性を図りながら、平成32年度までの成果目標とその達成に向けた活動指標（障害福祉サービス等の見込量）を次のとおり設定します。

■成果目標 →19 ページ

国の基本指針では、次の項目について成果目標を設定することとしています。区では、国の基本指針やこれまでの実績と区の現状を踏まえて成果目標を設定し、その達成を目指します。

〈国が示した基本指針と区の成果目標〉

1	福祉施設から一般就労への移行等	国	<ul style="list-style-type: none"> ○平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。 ○平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末実績から2割以上増加することを目指す。 ○就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。 ○各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。
		区	<ul style="list-style-type: none"> ○平成32年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度の29人から60人(平成28年度の2.1倍)にします。 ○平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度の174人から212人(平成28年度の1.2倍)とします。 ○平成32年度末までに就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を50%とします。 ○各年の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とします。
2	地域生活支援拠点等の整備	国	○平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。
		区	○平成30・31年度に地域の関係機関が分担して支援拠点の機能を担える仕組みについて、地域自立支援協議会等において検討し、平成32年度までに地域生活支援拠点を1か所整備します。
3	施設入所者の地域生活への移行	国	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行する。 ○平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。
		区	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度末の施設入所者293人のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数を、36人(平成28年度末入所者の12.3%)とします。 ○平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点の293人から25人削減して268人(平成28年度末入所者の8.5%削減)にします。

4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	国	<p>○平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p> <p>○平成 32 年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。(都道府県が設定)</p> <p>○平成 32 年度末における入院後3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値を、それぞれ69%以上、84%以上及び90%以上として設定することを基本とする。(都道府県が設定)</p>
		区	<p>○国が目標にした「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を踏まえ、退院後の精神障害者の生活を支援する体制の構築に向けて、地域自立支援協議会の専門部会を中心に引き続き協議するとともに、精神科病院も含めた関係機関との連携を検討します。</p>
5	障害児支援の提供体制の整備等 【障害児福祉計画】	国	<p>○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>○平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>○平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。</p>
		区	<p>○平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を実施する事業所を平成 28 年度末の1か所から増設を図ります。</p> <p>○平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置します。</p> <p>○平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。</p>

■ 活動指標 →27 ページ

国の基本指針に即し、区が計画期間中に必要となる障害福祉サービスの見込量(活動指標)を定めることとなります。そこで、これまでの利用実績、障害者等のサービス利用に関する意向、地域の実情等を踏まえた見込量(活動指標)を設定します。

<見込量を設定する障害福祉サービス等>

- | |
|---|
| <p>(1) 障害福祉サービス等</p> <p>① 訪問系サービス ② 日中活動サービス ③ 短期入所</p> <p>④ 居住系サービス ⑤ 相談支援</p> <p>(2) <u>障害児を対象としたサービス【障害児福祉計画】</u></p> <p>① 障害児通所支援 ② 障害児支援相談</p> <p>(3) 地域生活支援事業</p> |
|---|

1 成果目標

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

第5期の成果目標

- 平成 32 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度の 29 人から 60 人（平成 28 年度の 2.1 倍）にします。
- 平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度の 174 人から 212 人（平成 28 年度の 1.2 倍）とします。
- 平成 32 年度末までに就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を 50%とします。
- 各年の就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とします。

➡取組事業 就労支援の充実 <55 ページ>

【第 4 期計画の実績】

サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
就労者数	40人	50人	60人	30人	29人	40人
累計	40人	90人	150人	30人	59人	99人
就労移行支援事業利用者数				167人	174人	183人
累計				167人	341人	526人

※就労者数は、福祉施設（区外施設を含む。）からの就職者数

- 就労を希望する障害者の意向や能力を踏まえた職場実習などの就労支援及び新たに障害者の就労を受け入れる企業の開拓に取り組むとともに、就労後の就労者及び企業への助言等による支援を行ってきましたが、福祉施設からの就労者数の実績は、各年度とも見込量を下回っています。これは、特別支援学校から福祉施設を利用せず一般就労する方が増えてきたことなどが考えられます。
- 今後は、これまでの取組をさらに充実させるため、就労・職場定着を支援する民間事業者などとのより綿密な連携を図っていきます。
- 障害者への調査で、就労の継続に一番必要なことは「企業側の障害理解（37.4%）」と答えた割合が高く、環境調整等の重要性を周知していく必要があります。

【第5期計画の目標】

サービス等の種類	目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉施設から一般就労への移行者数	48人	53人	60人
累計	48人	101人	161人
うち区内福祉施設から一般就労への移行者数	24人	27人	30人
累計	48人	101人	161人
就労移行支援事業利用者数	192人	202人	212人
累計	718人	920人	1132人
利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	20%	30%	50%
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	80%	80%

- 平成 30 年 4 月からの障害者の法定雇用率の引上げ等により、障害者の就労者数が伸びることが予測されます。このため、福祉施設（就労移行支援及び就労継続支援）から一般就労へとつながる方も増加することを想定し移行者数等を設定しています。
- 杉並区障害者雇用支援事業団を中心に福祉施設、ハローワーク、障害者相談支援事業所、就労・雇用を支援する民間事業者など地域の障害者就労関係機関とのネットワークを強化します。また、就労を希望する障害者の能力や障害特性に応じたきめ細やかな就労支援及び企業訪問や就労者への助言等による職場定着支援をさらに進めることで、職場定着率の向上を図ります。
- 特別支援学校を卒業する前の早い段階から、就労等を希望する生徒が適切な働く場を選択できるよう、学校や就労移行支援事業所等と連携して就労に向けたアセスメント※を充実します。
 - ※ 働くことを希望する障害者が適切な「働く場」を選択するために必要な、その障害者の就労面や生活面に関する強みや弱みを把握すること。

(2) 地域生活支援拠点の整備

第5期の成果目標

- 平成 30・31 年度に地域の関係機関が分担して支援拠点の機能を担える仕組みについて、地域自立支援協議会等において検討し、平成 32 年度までに地域生活支援拠点を 1 か所整備します。

→**取組事業** 地域生活支援拠点の整備 <66 ページ>

【第4期計画の実績】

- 第4期は、地域生活支援拠点の整備に向けて、障害者地域相談支援センター（すまいる）を中心とした相談体制の整備に取り組みました。
障害者の生活全般に関する相談を担うために平成 25 年 4 月に開設した障害者地域相談支援センター（すまいる）の周知が進んだこともあり、平成 28 年度末には 3 万件を超える相談件数となりました。また、相談支援事業所の整備に向けた支援などにより、サービスを必要とする利用者への「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の作成件数が大幅に伸びた結果、平成 28 年度末の計画作成率はほぼ 100%となりました。これにより、地域生活支援拠点の整備に向けた基盤が整ってきています。

【第5期計画の目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域生活支援拠点の整備	検討	検討	設置

- 障害者の高齢化や障害の重度化、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる仕組みや地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制の整備（地域における複数の機関が分担して支援拠点の機能を担ういわゆる面的整備）について、地域自立支援協議会等において検討し、平成 32 年度までに整備します。

(3) 施設入所者の地域生活への移行

第5期の成果目標

- 平成 28 年度末の施設入所者 293 人のうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人数を、36 人（平成 28 年度末入所者の 12.3%）とします。
- 平成 32 年度末の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の 293 人から 25 人削減して 268 人（平成 28 年度末入所者の 8.5%削減）にします。

➡**取組事業** 地域生活への移行促進と定着支援 < 66 ページ >

【第 4 期計画の実績】

サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
地域移行者数	12人	12人	15人	11人	4人	5人
累計	12人	24人	39人	11人	15人	20人
施設入所者数 ※	288人	286人	284人	302人	293人	277人
うち都外施設入所者数	131人	129人	128人	139人	143人	120人
構成比	45.5%	45.1%	45.1%	46.0%	48.8%	43.3%

※施設入所者数は、各年度末の人数

- 入所施設からの地域移行者数の実績は、いずれの年度も見込量を下回っています。これは、長年入所している利用者が多く、また、家族の高齢化などにより環境を変えることについての準備や理解に時間がかかっていることによるものです。
- 施設入所者数は、平成 29 年度末には見込量を下回る見込みです。これは、地域移行者に加え、入所者が加齢により高齢者施設へ移ったり死亡したりしたためと考えられます。都外施設入所者については、人数・構成比ともに平成 28 年度に比べ減少傾向にあります。

【第5期計画の目標】

サービス等の種類	目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行者数	8人	10人	13人
累 計	8人	18人	31人
施設入所者数 ※	287人	279人	268人
うち都外施設入所者数	127人	121人	113人
構成比	44.3%	43.4%	42.2%

※施設入所者数は、各年度末の人数

○地域移行に係る成果目標は、国の基本指針により平成 28 年度末時点の施設入所者を基準として設定しています。よって、平成 29 年度から平成 32 年度までに施設から地域での生活に移行することができる人数の目標値として、平成 29 年度地域移行者数の実績見込み人数である 5 人に、平成 32 年度までの 3 か年の累計 31 人を加えた 36 人としています。

なお、その設定に当たっては、現在入所している利用者のうち、地域移行型入所施設「すだちの里すぎなみ」に入所している利用者を中心に、比較的障害の程度が軽く、また、障害の状況により地域移行が可能であると思われる方を想定しています。

○施設入所者数については、平成 30 年に重度障害者施設（永福）の開設したことにより、一時的に増加しますが、平成 31 年度以降は地域移行や高齢者施設への移行等の人数が新規入所者数を上回ると予測しており、施設入所者数は減少に転じると考えています。

○地域移行を進めるに当たっては、本人が自分にあった生活を選択・決定できるよう、ご本人・ご家族の意向なども踏まえ丁寧に相談を進めるとともに、必要な支援ができるよう関係機関との連携体制を整備します。また、障害の程度に応じて自立した生活が送れるよう、在宅サービスの充実やグループホームの整備を進めるとともに、地域において障害理解が進むよう啓発活動を継続します。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期の成果目標

○国が目標にした「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を踏まえ、退院後の精神障害者の生活を支援する体制の構築に向けて、地域自立支援協議会の専門部会を中心に引き続き協議するとともに、精神科病院も含めた関係機関との連携を検討します。

→取組事業 地域生活への移行促進と定着支援 <66 ページ>

【第4期計画の実績】

サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
精神障害者の 地域移行者数	3人	4人	4人	2人	2人	5人
累 計	3人	7人	11人	2人	4人	9人

※上記地域移行者数は、障害福祉サービス及び区独自事業を利用して退院した人の数

○精神科病院に長期入院している方の退院を促進するため、区の独自事業である地域移行プレ相談事業を活用して精神障害者の地域移行に取り組んできました。平成27年度までは、区内に精神障害者の地域移行に対応できる一般相談支援事業所は1か所しかなく、地域移行が進まない状況にありましたが、平成28年度に新たな一般相談支援事業所が2か所増えたことにより、円滑な退院支援ができるようになりました。そのため、平成29年度については、見込量を上回る地域移行者数が見込まれます。

【第5期計画の目標】

- 精神科病院に長期入院している精神障害者に対する退院の動機付け支援の強化を図るとともに、高齢化している長期入院者や都外病院入院者への支援について検討をするなど、精神科病院に長期入院している方の退院促進に向けた取組の具体化を図ります。
- 退院後も精神障害者が地域の一員として安定した自分らしい暮らしが継続できるよう、地域自立支援協議会の専門部会である「地域移行促進部会」を通じて、精神科病院も含めた関係機関との連携による支援体制を検討します。

※東京都が設定する精神病床からの地域移行者数の目標値等が示された段階で、一部追記する場合があります。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【障害児福祉計画】

第5期の成果目標

- 平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を実施する事業所を平成 28 年度末の 1 か所から増設を図ります。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上設置します。
- 平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。

➡取組事業 障害児の発達相談 /療育支援の充実 /地域支援の充実 <76~77 ページ>

【第 1 期計画の目標】

サービス等の種類	目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援センター	1 所	1 所	1 所
保育所等訪問支援体制の構築	1 所	1 所	1 所以上
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2 所	2 所	2 所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 所以上	1 所以上	1 所以上
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	実施	実施	実施

○区では、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして「区立こども発達センター」を平成 9 年に開設しており、中重度の知的障害児及び肢体不自由児の療育、保育所等訪問支援事業や相談支援事業を実施しています。また、障害児が通所する地域の施設を支援する地域支援を実施しています。

○発達障害や軽度の知的障害がある未就学児は、民間の児童発達支援事業所 21 か所（平成 29 年 10 月 1 日現在）が主に療育を行っており、緊密に連携しながら公立と民間で役割分担をしています。

○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所として「区立重症心身障害児通所施設わかば」を平成 27 年 10 月から委託により運営し、医療的ケアが必要な重症心身障害児を中心とした重度の障害児の療育を実施しています。

- 区内には放課後等デイサービス事業所が19か所(平成29年10月1日現在)ありますが、主に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の整備が進みにくい状況にあることから、区独自で開設助成を行うなど整備の促進を図っています。
- 現在、児童発達支援事業利用者の約半数は幼稚園や保育所に所属しています。所属園において障害児が安心して通園できるよう、現在は「区立こども発達センター」1か所で行っている保育所等訪問支援事業を実施する民間事業者を増やしていきます。また、平成30年4月に創設される居宅訪問型児童発達支援事業の開始を踏まえ、重症心身障害児への支援や事業所間連携を進めていきます。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、平成28年度に立ち上げた医療職連絡会を発展させる方向で設置等の検討を進めます。

2 活動指標

(1) 障害福祉サービス等の活動指標

① 訪問系サービス

【第4期計画の実績】

※一月当たり

サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月 (見込み)
居宅介護 (身体介護)	264人	272人	280人	285人	271人	270人
	3,798時間	3,988時間	4,187時間	4,047時間	4,101時間	4,086時間
居宅介護 (家事援助)	209人	215人	221人	220人	194人	196人
	1,570時間	1,649時間	1,731時間	1,480時間	1,315時間	1,329時間
重度訪問介護	40人	41人	43人	40人	34人	35人
	12,640時間	13,272時間	13,936時間	13,539時間	11,302時間	11,634時間
行動援護	12人	12人	13人	12人	9人	10人
	420時間	441時間	463時間	481時間	428時間	411時間
同行援護	119人	123人	126人	124人	125人	129人
	2,262時間	2,375時間	2,494時間	2,487時間	2,455時間	2,534時間
重度障害者等包 括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

○訪問系サービスについては、障害支援区分にかかわらず、障害者の個々の状況に応じた支給決定を行っているため、年度ごとに増減が生じています。

○居宅介護及び重度訪問介護は、利用人数、利用時間数とも、平成27年度末に比べ平成29年度は減少しています。重度訪問介護の減少は、利用者の転出等による自然減によるものです。

○行動援護は、利用対象者が限定されることもあり、利用人数の実績が見込量を下回る実績となっています。一方で、同行援護の利用人数の実績数値は、見込量を上回っています。行動援護及び同行援護の利用時間については、地域生活における外出支援であるため、利用者の体調等により増減が生じます。

○区内の居宅介護及び重度訪問介護事業者数については、平成27年度に比べ平成29年度(9月末現在)は微増となっています。また、行動援護及び同行援護事業者数については、増減がありません。

○重度障害者等包括支援は、区内にサービス提供事業所がないこともあり利用実績はありませんでした。なお、現在都内には5か所のサービス提供事業所がありますが、平成27年度に比べて減となっています。

【第5期計画の活動指標】

※一月当たり

サービス名	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 (身体介護)	269人	277人	285人
	4,030時間	4,175時間	4,296時間
居宅介護 (家事援助)	191人	205人	220人
	1,242時間	1,472時間	1,580時間
重度訪問介護	36人	38人	41人
	11,952時間	12,925時間	13,945時間
行動援護	10人	11人	13人
	380時間	443時間	546時間
同行援護	133人	133人	133人
	2,660時間	2,926時間	3,325時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間

○居宅介護、重度訪問介護の利用実績は、年度ごとに増減が生じていることから過去5年間で一番実績の高い数値を平成32年度における見込量とし、平成31年度については、これに向けた中間の数値としました。

○第4期で、行動援護の利用実績人数は微減、同行援護は見込量を上回る利用実績がありました。このため、行動援護の利用は過去5年間で一番実績の高い数値を平成32年度の見込量とし、平成31年度はこれに向けた中間の数値としました。また、同行援護の実績は、増加傾向にあるものの利用の大きな伸びは見込めないことから平成30年度から平成32年度までの各年度における見込量は同数としました。一方、今後、社会参加が進むことで一人当たりの外出時間が伸びると考えられることから、一人当たりの時間数を増やし見込量を設定しています。行動援護についても、一人当たりの時間数を増やし見込量を設定しました。

○平成30年4月から、入所施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方を対象にした新たなサービス「自立生活援助」が開始されることから、居宅介護との組み合わせなどにより地域生活の実現を図っていきます。

② 日中活動サービス

◎日中活動サービス(短期入所を除く)

【第4期計画の実績】

※一月当たり

○日中活動系サービス						
サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月 (見込み)
生活介護	719人	744人	772人	699人	685人	694人
	15,818人日分	16,609人日分	17,439人日分	14,149人日分	14,078人日分	14,263人日分
自立訓練 (機能訓練)	3人	3人	3人	4人	5人	5人
	38人日分	41人日分	44人日分	55人日分	69人日分	69人日分
自立訓練 (生活訓練)	28人	29人	30人	26人	19人	21人
	385人日分	399人日分	413人日分	380人日分	296人日分	327人日分
就労移行支援	93人	101人	110人	89人	99人	104人
	1,465人日分	1,612人日分	1,773人日分	1,459人日分	1,779人日分	1,869人日分
就労継続支援 (A型)	20人	21人	22人	21人	27人	29人
	354人日分	372人日分	391人日分	419人日分	547人日分	588人日分
就労継続支援 (B型)	808人	824人	840人	810人	829人	841人
	11,393人日分	11,735人日分	12,807人日分	12,634人日分	12,718人日分	12,902人日分
療養介護	39人	40人	41人	41人	42人	43人

- 在宅生活をしている方については、ご本人の希望はもとより、心身の状況から通所が可能であると思われる方に、地域や人とのつながりづくり、生活の質の向上の観点から日中活動サービスの利用を勧めています。
- 就労継続支援B型の利用者は、見込量を上回っています。このような中で、就労継続支援B型事業所の通所者が加齢に伴い、単独での通所や作業が困難になってきている課題が生じています。
- 生活介護の利用実績は、見込量を下回っており、生活介護事業所においても就労継続支援B型事業所と同様に利用者の加齢による課題が生じています。
なお、生活介護の一月当たりの利用平均日数は約22日となっており、利用者は、比較的安定して通所できているものと考えています。
- 特別支援学校卒業生や中途障害者の通所先確保のため、計画的に通所施設の整備等に取り組んでいる一方で、高度な医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所先の確保が課題となっています。

【第5期計画の活動指標】

※一月当たり

サービス名	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	702人	742人	742人
	15,737人日分	16,645人日分	16,645人日分
自立訓練 (機能訓練)	5人	5人	5人
	69人日分	69人日分	69人日分
自立訓練 (生活訓練)	23人	25人	28人
	376人日分	408人日分	459人日分
就労移行支援	108人	116人	124人
	1,797人日分	1,930人日分	2,062人日分
就労継続支援 (A型)	31人	31人	31人
	586人日分	586人日分	586人日分
就労継続支援 (B型)	853人	888人	903人
	12,623人日分	13,141人日分	13,363人日分
就労定着支援 (新規)	24人	26人	30人
	552人日分	598人日分	690人日分
療養介護	43人	43人	43人

○生活介護の平成30年度における見込量は、平成29年度末における利用見込みに平成30年に開設予定の重度心身障害者施設（永福）の定員数を加えた数値としました。また、平成31年度及び平成32年度の見込量については、平成31年度に開設予定の重度知的障害者施設（下高井戸）と重度身体障害者通所施設（上井草）の定員40名（各施設20名ずつ）を加えた人数としました。

○自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間があり年度ごとの実績の増減が小さいことから、平成29年度末における利用見込みを平成32年度までの見込量としました。自立訓練（生活訓練）も標準利用期間がありますが、年度ごとに増減があるため、過去5年間の実績から一番多い数値を平成32年度の見込量とし、平成31年度は、これに向けた中間の数値としました。

○就労継続支援A型は増加傾向にあることから、平成30から32年度までは過去5年間の実績から一番多い数値を見込量にしました。

就労継続支援B型は第4期の見込量を上回っており、3か年で31人の利用者が増加する見込みです。そのため、今後も同様の利用希望があると想定し、また、平成31年度に開設予定の重度知的障害者施設（下高井戸）の定員20名を加え、平成32年度の見込量を算出しました。

○平成30年4月から創設される新たなサービスである就労定着支援は、就労系サービスの利用者のうち企業に一般就職する人数の約半数が利用することを見込んだ見込量としました。

◎短期入所

【第4期計画の実績】

※一月当たり

サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月 (見込み)
短期入所 (福祉型)	159人	167人	176人	152人	150人	178人
	652人日分	701人日分	756人日分	591人日分	540人日分	712人日分
短期入所 (医療型)	8人	8人	8人	16人	11人	16人
	62人日分	62人日分	62人日分	52人日分	44人日分	64人日分

○平成27年度及び平成28年度の利用実績は、利用人数及び利用日数ともに見込量を下回りましたが、平成29年度上半期については利用者数が急増していることから、平成29年度の見込量を上回る見込みです。

○障害者への調査で、知的・重複障害者は短期入所の利用意向が高くなっています。(知的障害者で現に利用している人が23.4%であるのに対し、利用したい人の割合は48.3%、重複障害者で現に利用している人が36.6%であるのに対し、利用したい人は75.9%)

【第5期計画の活動指標】

※一月当たり

サービス名	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所(福祉型)	206人	210人	214人
	824人日分	840人日分	856人日分
短期入所(医療型)	21人	22人	23人
	84人日分	88人日分	92人日分

○平成29年度末の利用実績は、見込量を上回る見込みです。これを踏まえ、利用者数は平成30年度以降も増加することを想定した見込量としました。また、利用者数だけではなく、一人当たりの利用日数も増加することを想定した見込量です。

○短期入所は、家族が疾病等で一時的に介護ができない状況になった時に備えて利用申請をする方も多くいます。一方で、慣れない場所での宿泊が本人の負担になり得るとの理由で利用に消極的であったり、予約が取れずに利用に至らなかった経験から再度の申込みをためらったりするなどの声が寄せられています。

○障害者への調査では知的・重複障害者が、短期入所の利用を希望する割合が高く(知的障害者22.9%・重複障害者33.3%)、重複障害の方についてはグループホームと同程度の割合で施設を希望する割合(31.1%)が高くなっています。

○短期入所は、介護者の休息やグループホーム・アパートなどでのひとり暮らしの生活のイメージを作るための体験の場ともなるため、相談支援事業所などを通じて、利用を促していきます。

③ 居住系サービス

【第4期計画の実績】

※一月当たり

サービス名	計画数値			利用実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	283人	297人	312人	310人	333人	350人
施設入所支援	293人	287人	0人	295人	279人	283人

- 共同生活援助(グループホーム)の利用者数の実績は、見込量を上回る見込みです。
- 施設入所支援の利用者数は、見込量と同程度の利用実績がありますが、今後、地域移行や加齢による高齢者施設への移行により減少傾向になると考えられます。
- 障害者への調査では、知的・重複障害者はグループホームの利用意向が高く(知的障害者22.9%・重複障害者33.3%)、重複障害の方についてはグループホームと同程度の割合(31.1%)で施設を希望する割合が高くなっています。

【第5期計画の活動指標】

※一月当たり

サービス名	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助 (新規)	38人	40人	43人
共同生活援助 (グループホーム)	367人	382人	400人
施設入所支援	287人	279人	268人

- 自立生活援助の見込量は、施設から地域移行をする人数に、病院を退院して地域で生活を開始すると思われる方及び通過型グループホームから地域生活へ移行すると思われる方を加えた人数の見込量としました。
- 共同生活援助(グループホーム)の利用者数は、平成27年度から平成29年度にかけて40人の増加となる見込みです。区内では、平成31年度に開設予定の重度知的障害者施設(下高井戸)においてグループホームの設置が予定されており、また、民間事業者によるグループホームの設置も進んでいることから、今後も一定の入居希望者が見込まれます。そのため、平成30年度から平成32年度までは、さらに利用者が伸びると想定されることから、3か年で約50人増となるよう見込量を設定しました。
- 施設入所者数は、平成30年度に重度身体障害者施設(永福)の開設を予定しており一時的に増加しますが、平成31年度以降は、地域移行や高齢者施設への移行等の人数が新規入所者数を上回ると予測しており、減少に転じると想定しています。障害の状態や生活状況に応じ、必要なサービスを受けながら地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスの充実やグループホームの整備をさらに進めていきます。

④ 相談支援

【第4期計画の実績】

※一月当たり

サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月 (見込み)
計画相談支援	396人	404人	412人	540人	361人	404人
地域移行支援	24人	27人	17人	0人	5人	7人
地域定着支援	4人	10人	25人	3人	1人	1人

○平成27年4月から障害福祉サービスを利用するに当たっては、事前にサービス等利用計画の作成が必要となりました。

区では、サービス等利用計画の作成を進めるため、相談支援専門員初任者研修を実施して相談支援専門員を養成するなど、指定特定相談支援事業所の増設を支援する中で、サービス等利用計画の作成を積極的に進めてきました。

○平成29年度末には、ほぼ利用者全員のケアプランを含めたサービス等利用計画の作成が完了する予定です。

【第5期計画の活動指標】

※一月当たり

サービス名	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	446人	446人	446人
地域移行支援	7人	8人	9人
地域定着支援	1人	2人	3人

○サービス等利用計画の作成率は、平成30年度以降100%となる見込みであることから、今後は、サービス等利用計画が利用者の安定した地域生活の継続や生活の質の向上等につながるよう、相談支援専門員のスキルアップを図る支援等の充実を図っていきます。

(2) 障害児を対象としたサービスの活動指標 【障害児福祉計画】

① 障害児通所支援

【第4期計画の実績】

※一月当たり

サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月 (見込み)
児童発達支援	854人	841人	826人	886人	933人	1,075人
	10,010人日分	10,353人日分	10,150人日分	3,694人日分	3,784人日分	4,401人日分
放課後等デイサービス	346人	381人	405人	330人	397人	418人
	4,152人日分	6,096人日分	7,695人日分	3,093人日分	3,560人日分	3,904人日分
保育所等訪問支援	33人	100人	100人	23人	29人	31人
	33人日分	100人日分	100人日分	23人日分	29人日分	31人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	23人日分	23人日分	23人日分	0人日分	0人日分	0人日分

- 発達に遅れや心配のある未就学の発達障害児等の療育希望者が急増したことから、平成24年度から平成27年度までは児童発達支援を行う民間事業所の設置を促進することに取り組んできました。平成27年度には、重症心身障害児の療育先を確保するため、区立重症心身障害児通所施設わかばの運営委託を開始しました。なお、平成9年に開設した区立こども発達センターでは、肢体不自由児及び中重度の知的障害児を対象とした療育を実施しています。
- 放課後等デイサービスについても利用希望者が急増し、見込量を上回る利用となっています。今後は、学童クラブなどの子育て施策の利用や地域資源の活用などを検討し、障害児の個々の状況に応じたより適切な利用ができるような体制を整えていきます。
- 保育所等訪問支援は、平成24年度のサービス創設時は利用希望者が少ない状況でしたが、周知が進み、必要性を感じる保護者が増えています。しかしながら、現在、区立こども発達センターのみで実施しているため、実績は見込量を下回っています。
- 医療型児童発達支援は区内に事業所がないこともあり、利用実績はありません。

【第5期計画の活動指標】

※一月当たり

サービス名	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	1,267人	1,343人	1,383人
	4,401人日分	4,665人日分	4,805人日分
放課後等デイサービス	432人	411人	390人
	4,488人日分	4,039人日分	3,837人日分
保育所等訪問支援	251人	398人	498人
	251人日分	398人日分	498人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人
	14人日分	14人日分	14人日分
訪問型児童発達支援(新規)	4人	4人	4人
	20人日分	20人日分	20人日分

- 児童発達支援の利用実績は今後も伸びていくことが予測されますが、人口推計や相談件数の伸びを踏まえて増加率を算出し、見込量を設定しました。
- 放課後等デイサービスは、平成29年度から学齢期の発達障害児に対する発達支援事業（小学校1年生から3年生までの発達障害児を対象に適切な療育先へとつなげる区独自事業）を開始したことから、当該事業に移行すると思われる児童数を差し引いた数を見込量としました。
- 保育所等訪問支援事業は、幼稚園や保育園での障害児の受入れが進むことが想定されることから、事業を拡大していく必要があります。そこで、現在の区立こども発達センターに加え、保育所等訪問支援事業を実施する民間事業者を増やすことを見込んだ数値としました。
- 平成30年4月に創設される居宅訪問型児童発達支援事業については、外出することが著しく困難な重症心身障害児などが対象となるため、現在、区で把握している高度な医療的ケアを必要とする在宅児童数を踏まえた数を目標値としました。

② 障害児相談支援

【第4期計画の実績】

※一月当たり

サービス等の種類	見込量			実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月 (見込み)
障害児相談支援	58人	64人	68人	193人	123人	134人

○平成27年4月から障害児通所支援を利用するに当たっては、事前に障害児支援利用計画の作成が必要となりました。

なお、障害児支援利用計画の作成率は、平成28年3月に100%となりました。

○障害児相談支援を必要とする未就学の児童であって、障害者手帳を持たない児童は、就学後に障害福祉サービス等を利用することがないため、主に区の相談事業所が障害児支援利用計画を作成してきました。しかしながら、発達障害児については適切な助言のできる民間の障害児相談支援事業所が設置されてきたことから、順次移行を進めています。

また、身体障害者手帳及び愛の手帳を所持している障害児にあつては、就学前から障害福祉サービス等の利用が必要であったり、就学後に利用を開始したりすることもあるため、長期間にわたって相談支援が可能な民間の相談支援事業所において障害児支援利用計画を作成しています。

【第5期計画の活動指標】

※一月当たり

サービス名	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	134人	146人	148人

○障害児通所支援の利用者の数に合わせ見込量を設定しています。

(3) 地域生活支援事業の活動指標

【第4期計画の実績】

サービス等の種類	単位	見込量			実績		
		27年度	28年度	29年度	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月 (見込み)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業所	設置数	3所	3所	3所	3所	3所	3所
② 基幹相談支援センター	設置数	1所	1所	1所	1所	1所	1所
③ 相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
④ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6) コミュニケーション支援							
① 手話通訳者派遣	月間派遣回数	86回	94回	103回	68回	80回	83回
② 要約筆記者派遣	月間派遣回数	10回	11回	12回	14回	12回	13回
(7) 日常生活用具給付							
① 介護訓練支援用具	年間件数	20件	22件	24件	24件	30件	26件
② 自立生活支援用具	年間件数	83件	95件	109件	70件	54件	82件
③ 在宅療養等支援用具	年間件数	78件	93件	111件	63件	71件	64件
④ 情報・意思疎通支援用具	年間件数	98件	100件	103件	78件	79件	64件
⑤ 排泄管理支援用具	年間件数	6,809件	7,081件	7,364件	6,252件	6,480件	6,259件
⑥ 住宅改修費	年間件数	29件	30件	31件	28件	21件	30件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	135人	137人	139人	143人	155人	160人
(9) 移動支援事業	月間利用者数	706人	748人	792人	703人	734人	763人
	月間利用時間数	11,818 時間	12,291 時間	12,783 時間	12,365 時間	12,960 時間	13,219 時間
(10) 地域活動支援センター	月間利用者数	90人	90人	90人	124人	128人	128人
	施設数	2所	2所	2所	2所	2所	2所

サービス等の種類	単位	見込量			実績		
		27年度	28年度	29年度	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月 (見込み)
(11) 盲人ホーム	月間利用者数	11人	11人	11人	11人	10人	9人
(12) 訪問入浴サービス	月間利用者数	94人	97人	100人	84人	86人	90人
	月間利用回数	225回	240回	257回	186回	199回	213回
(13) 日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	月間利用者数	70人	77人	84人	90人	71人	61人
	月間利用日数	63日分	70日分	77日分	90日分	47日分	51日分

【第5期計画の活動指標】

サービス名	単位	見込量		
		30年度	31年度	32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業所	設置数	3所	3所	3所
② 基幹相談支援センター	設置数	1所	1所	1所
③ 相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
④ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6) コミュニケーション支援				
① 手話通訳者派遣	月間派遣回数	84回	86回	88回
② 要約筆記者派遣	月間派遣回数	14回	15回	15回
(7) 日常生活用具給付				
① 介護訓練支援用具	年間件数	26件	28件	30件
② 自立生活支援用具	年間件数	110件	110件	110件
③ 在宅療養等支援用具	年間件数	115件	115件	115件
④ 情報・意思疎通支援用具	年間件数	105件	105件	105件
⑤ 排泄管理支援用具	年間件数	7,365件	7,365件	7,365件
⑥ 住宅改修費	年間件数	32件	33件	34件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	160人	163人	165人

サービス名	単位	見込量		
		30年度	31年度	32年度
(9) 移動支援事業	月間利用者数	794人	826人	859人
	月間利用時間	13,483時間	13,753時間	14,028時間
(10) 地域活動支援センター	月間利用者数	125人	125人	125人
	施設数	2所	2所	2所
(11) 盲人ホーム	月間利用者数	10人	10人	10人
(12) 訪問入浴サービス	月間利用者数	110人	110人	110人
	月間利用回数	260回	260回	260回
(13) 日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	月間利用者数	84人	84人	84人
	月間利用日数	80日分	80日分	80日分

資 料

1 計画の策定経過

(1) 地域自立支援協議会・障害者福祉推進連絡協議会等での検討

杉並区障害者地域自立支援協議会及び同協議会のもとに設置した計画部会、杉並区障害者福祉推進連絡協議会において、計画策定に向けた検討を行いました。

開催日	会議	主な議題
平成 29 年 5 月 16 日	杉並区障害者地域自立支援協議会	・ 地域生活に関する調査結果について ・ 障害者計画等の改定・策定の進め方等について
平成 29 年 5 月 17 日	杉並区障害者福祉推進連絡協議会	
平成 29 年 6 月 16 日	杉並区障害者地域自立支援協議会計画部会(第 1 回)	・ 現在の計画の進捗状況と次期計画に向けた課題について
平成 29 年 7 月 25 日	杉並区障害者地域自立支援協議会計画部会(第 2 回)	・ 計画の策定方針について ・ 重点的に取り組む事業について
平成 29 年 8 月 2 日	杉並区障害者地域自立支援協議会計画部会(第 3 回)	・ 計画の基本理念について ・ 計画事業と体系について
平成 29 年 8 月 30 日	杉並区障害者地域自立支援協議会	・ 障害者計画等の骨子について
平成 29 年 9 月 4 日	杉並区障害者福祉推進連絡協議会	
平成 29 年 9 月 20 日	杉並区障害者地域自立支援協議会計画部会(第 4 回)	・ 障害者計画等の素案について
平成 29 年 10 月中旬	杉並区障害者地域自立支援協議会・杉並区障害者福祉推進連絡協議会委員意見聴取	・ 障害者計画等の素案について

(2) 調査の実施(平成 28 年 12 月)

計画の策定に向けて、障害者の方の生活状況やサービスの利用意向などを把握するため、身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者の方に郵送等により「地域生活に関する調査」を実施しました。

2 調査結果の概要

平成 28 年 12 月に実施した「地域生活に関する調査」の主な調査結果は次のとおりです。

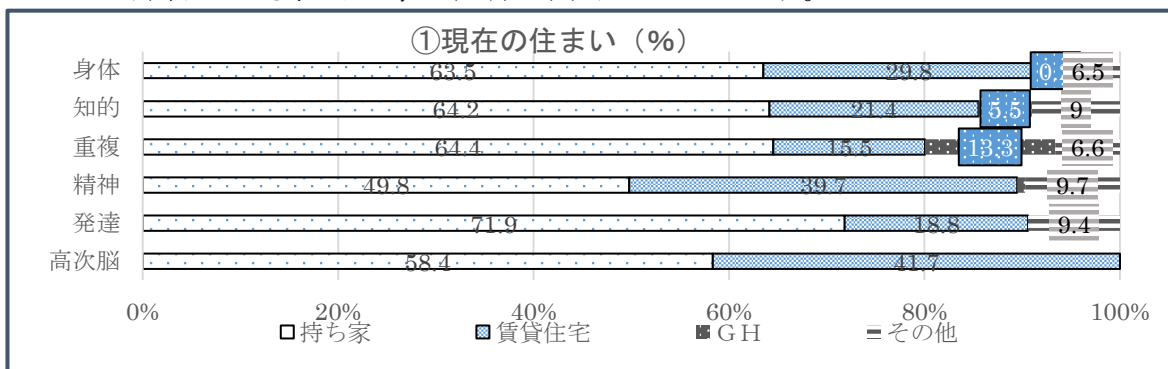
なお、この調査は、計画の策定に併せて 3 年ごとに実施しており、平成 25 年度に実施した前回の調査と一部比較をしています。

- 対象者 20,667 人
 - 障害種別 身体障害の方、知的障害の方、重度重複障の方、精神障害の方、発達障害のある方、高次脳機能障害の方、難病患者
 - 有効回収率 42.7%
- ※調査結果の集計では、身体障害の方の集計に難病患者が含まれています。

(1) 住まい等について

① 現在の住まい

どの障害の方も、持ち家の割合が高くなっています。

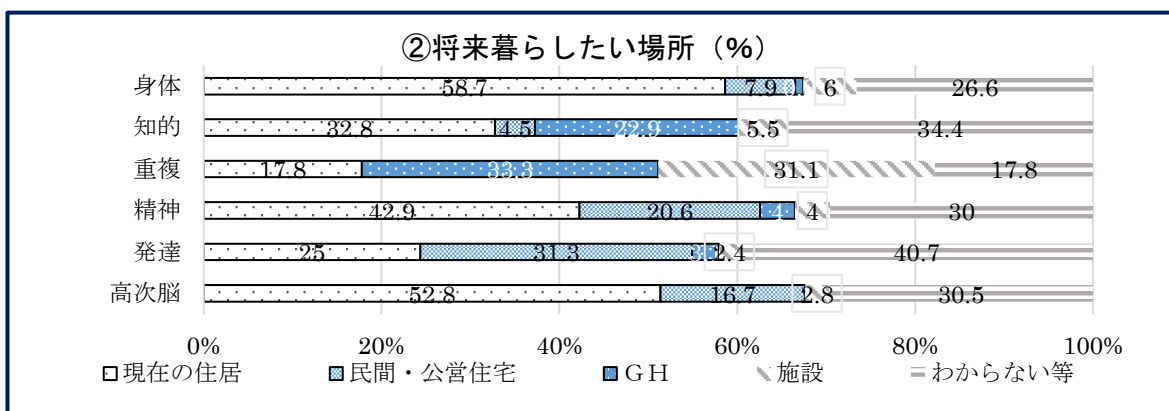


② 将来暮らしたい場所

身体障害・高次脳機能障害の方は現在のままと回答する割合が 50%以上と他の障害の方より高くなっています。

知的・重複障害の方はグループホーム (GH) を希望する割合が高く、重複障害の方については GH と同じくらいの割合で施設を希望する割合が高くなっています。

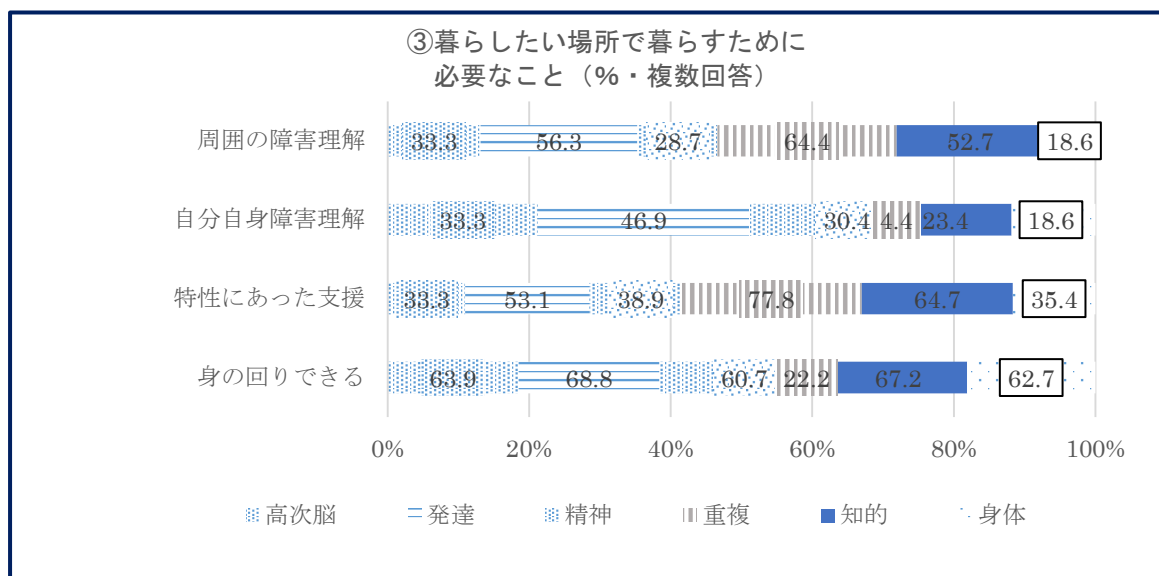
発達障害の方は親元を離れた生活を希望する割合が高いが、わからないと回答する割合も他の障害に比べ高くなっています。



③ 暮らしたい場所で暮らすために必要なこと

どの障害の方も「支援者や地域住民の障害理解」・「自分で身の回りのことができること」・「特性にあった支援」と回答する割合が高くなっています。

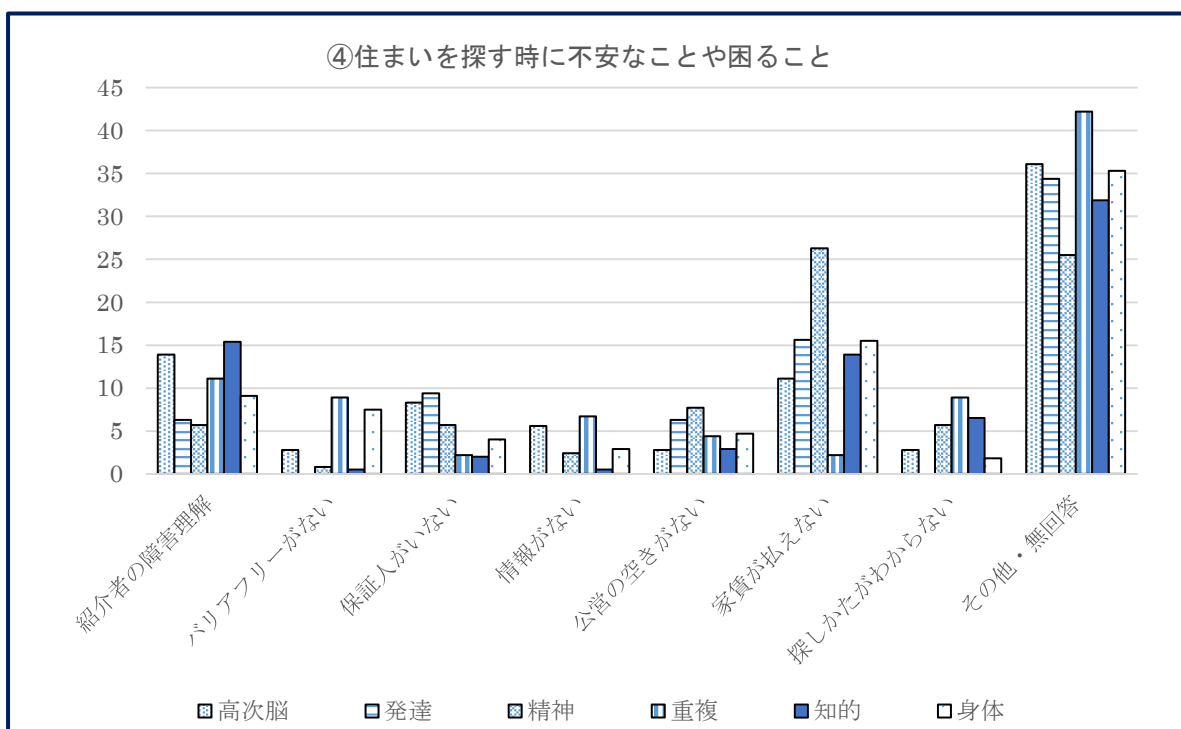
発達障害・精神障害の方では、「自分自身の障害理解を深めること」と回答する割合が高くなっています。



④ 住まいを探すときに不安なことや困ること

どの障害の方も「わからない」、「無回答」の割合が高いですが、中でも「住居紹介者の障害理解」と「家賃が払えない」と回答する方の割合が高くなっています。

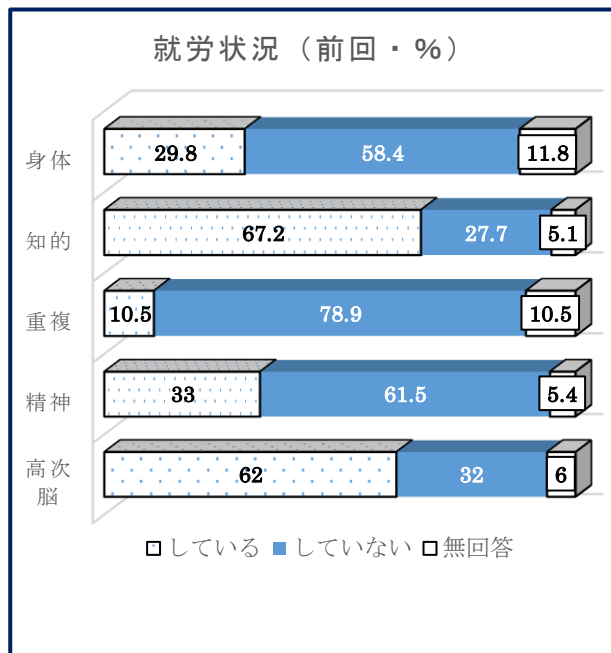
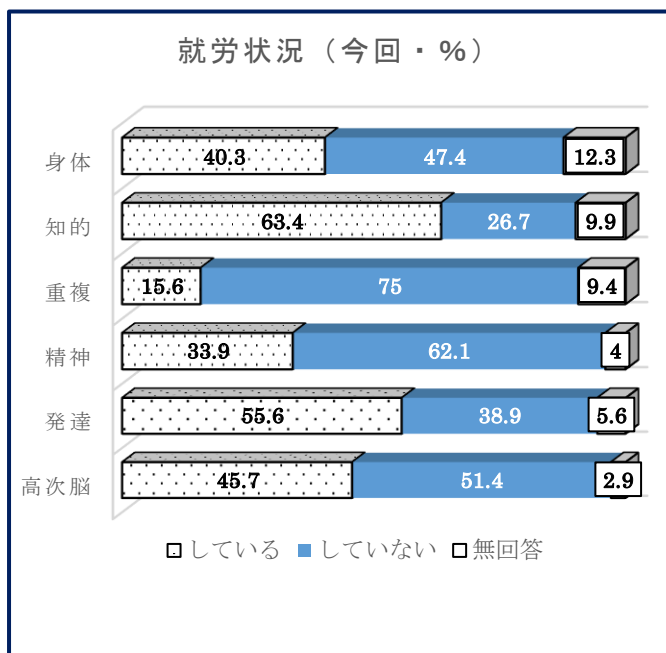
住まいを探す上でも、住み続ける上でも周囲に対し障害理解を促すことが必要と感じている方が多いことがわかります。



(2) 就労について

① 就労状況

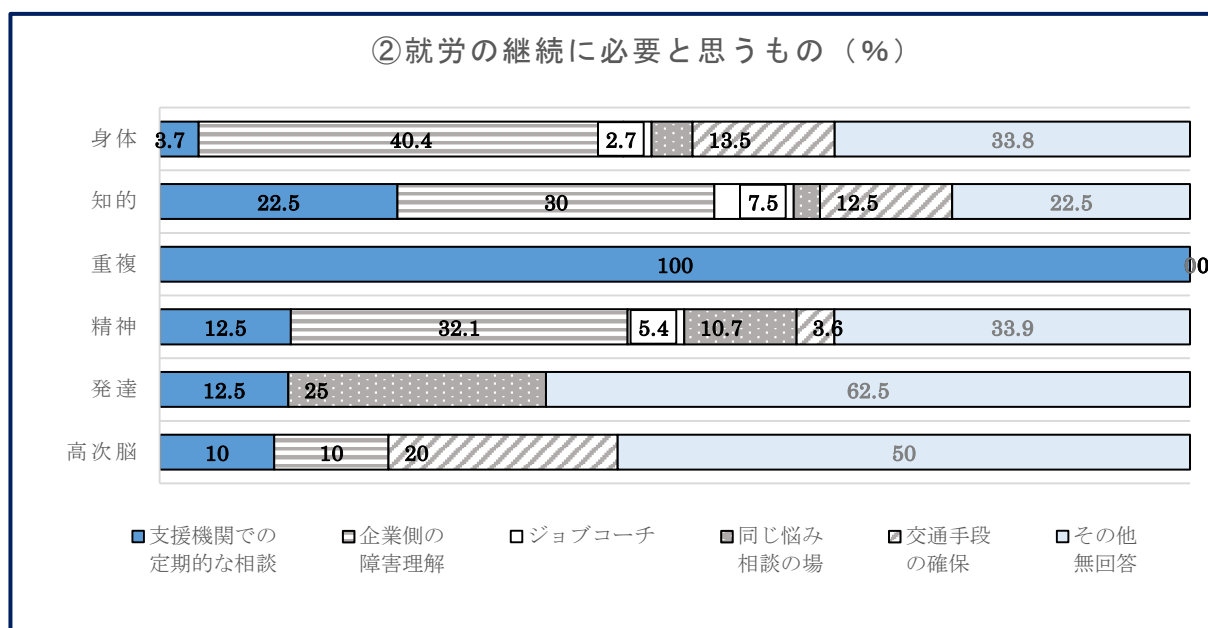
身体障害・精神障害の方は、就労している方の割合が前回調査より増えています。



② 就労を継続するうえで必要なもの

身体・知的・精神障害の方では企業側の障害理解と回答する割合が高くなっています。

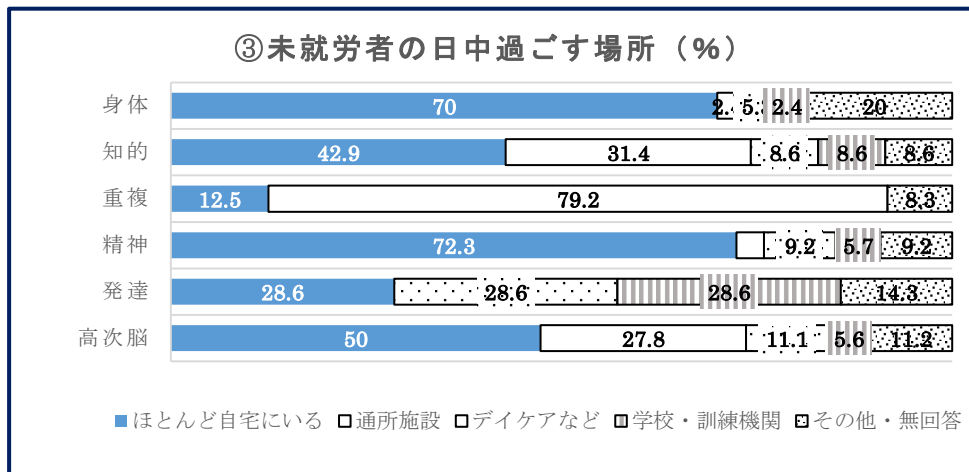
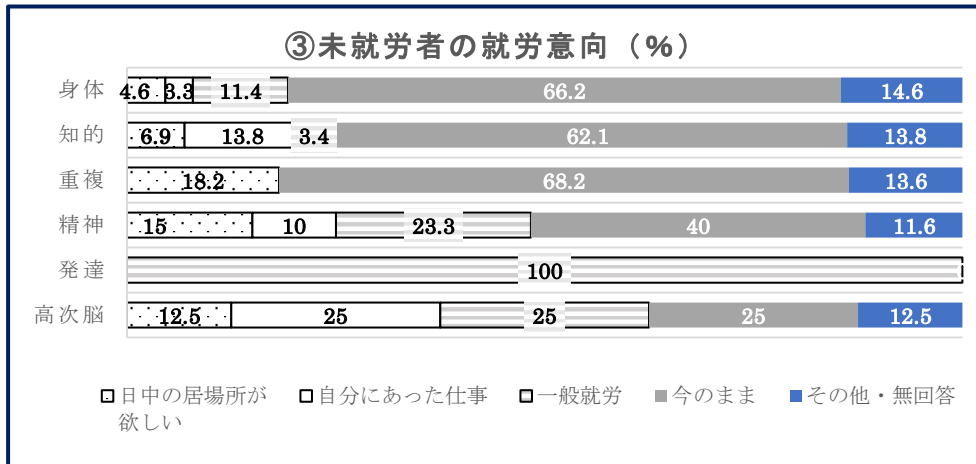
発達障害の方では、同じ悩みを相談できる場と回答する割合が他の障害に比べ高くなっています。



③ 就労していない方

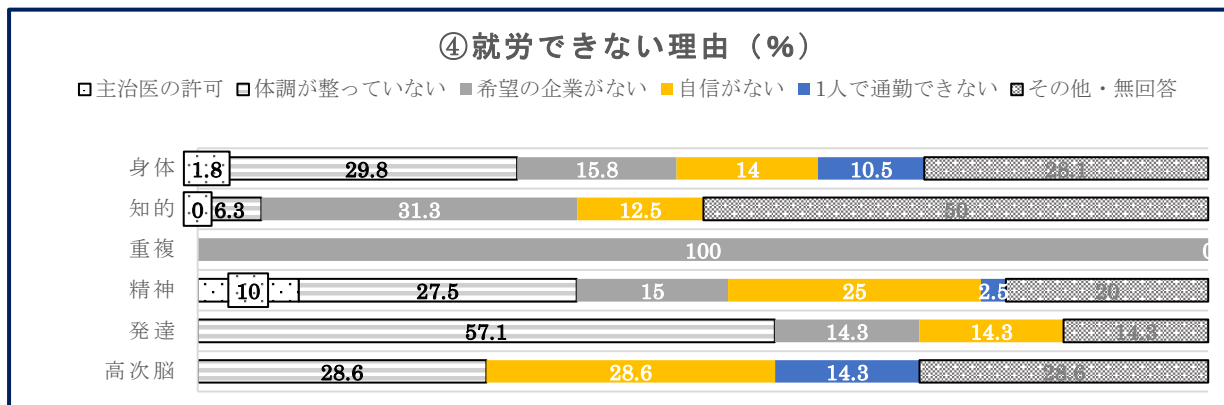
身体・精神・高次脳機能障害の方は家で過ごす割合が高く、知的・重複障害の方は通所施設で過ごす割合が高くなっています。

家・通所施設で過ごす割合が高い障害の方は、就労に対する意向は低く、デイケアや訓練施設に通所している割合の高い発達障害の方は、就労に対する意向が高くなっています。



④ 就労できない理由

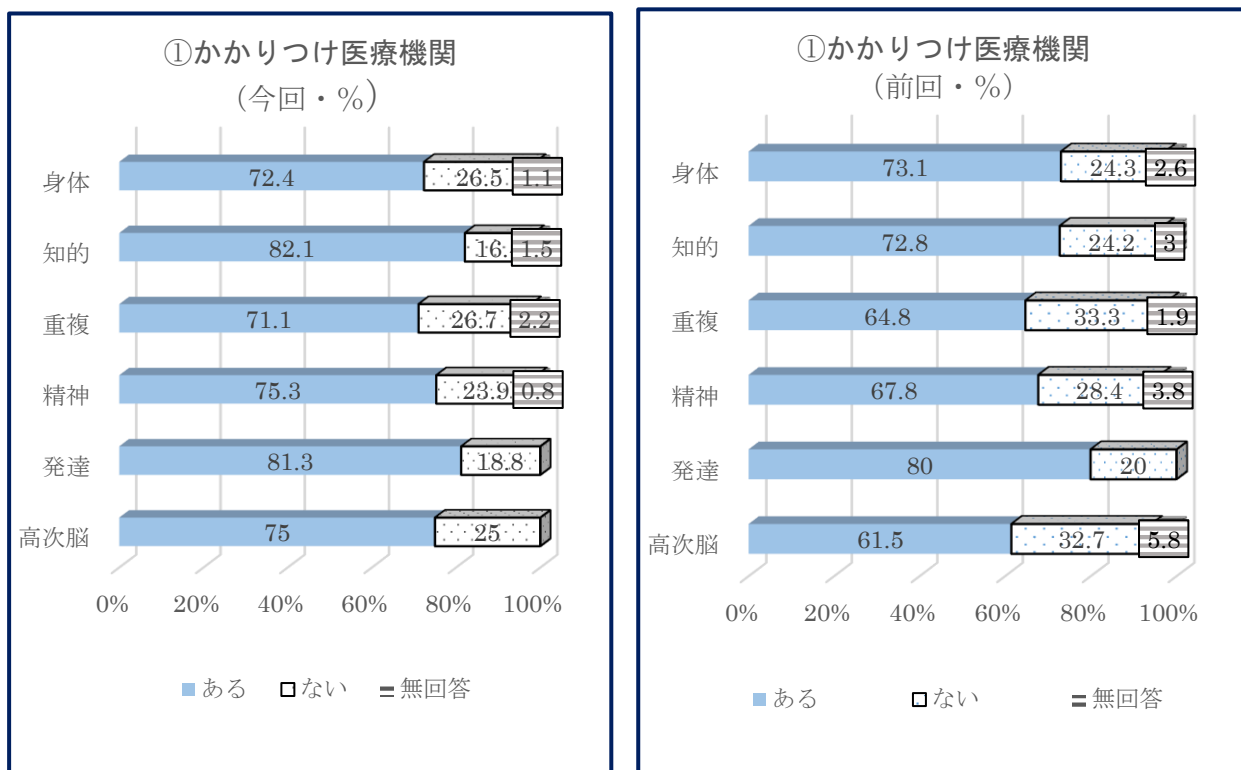
就労できない理由としては、主治医の許可がでない・体調が整っていないと回答する割合が高くなっています。知的障害や重複障害の方では、希望する企業がないと回答する割合が高くなっています。



(3) 医療について

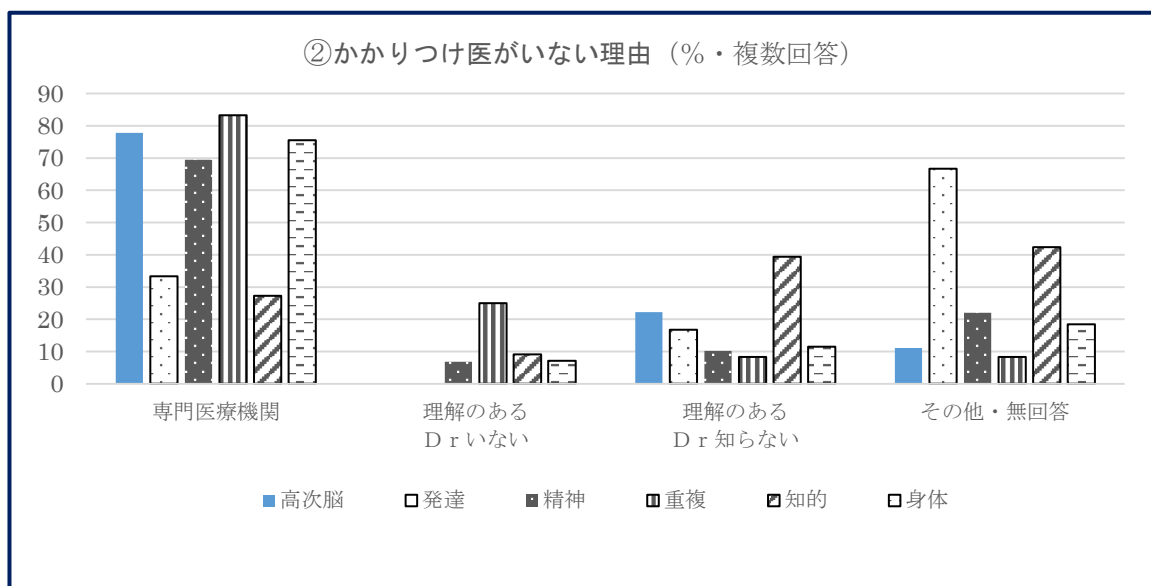
① かかりつけ医療機関

かかりつけ医を持っている方の割合は、どの障害でも前回調査に比べ若干増えています。



② かかりつけ医がない理由

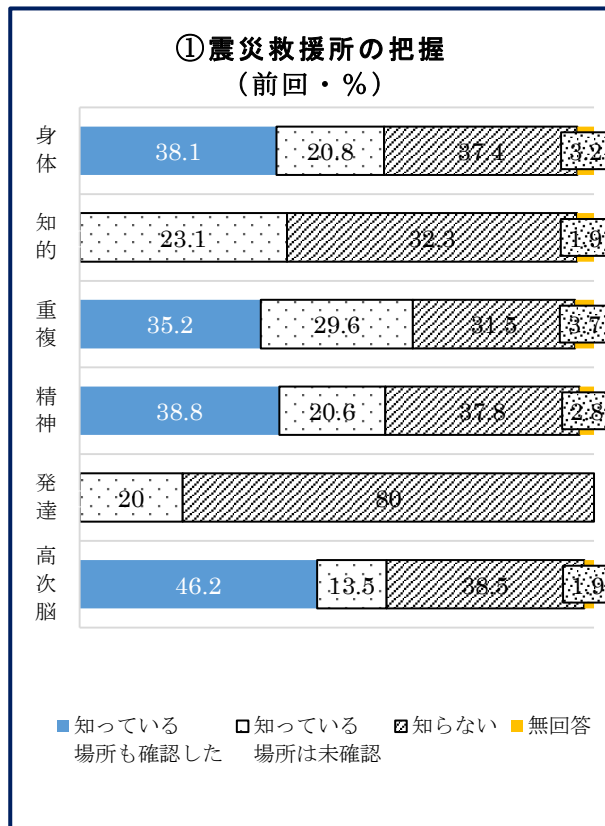
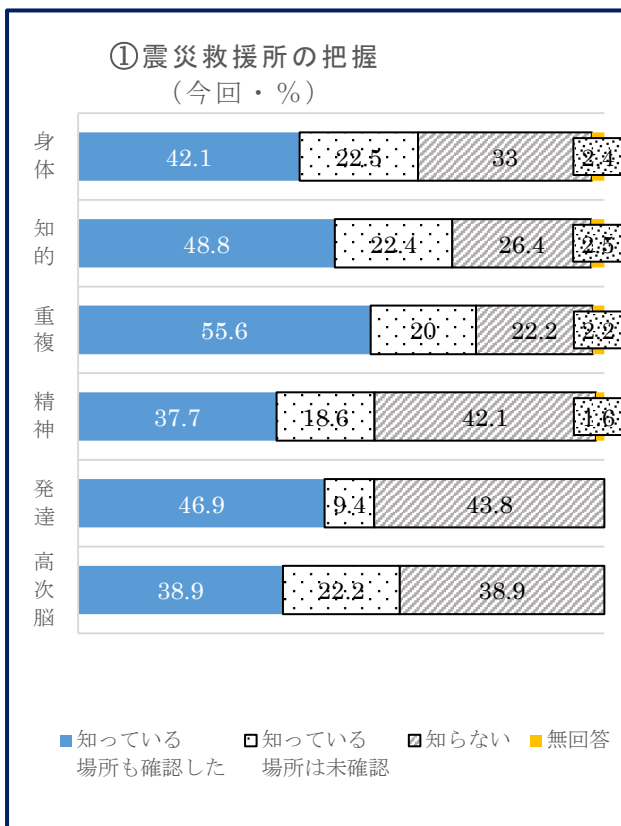
かかりつけ医がない理由については、どの障害でも「障害メインの主治医がいるから」と回答する割合が高く、また「障害理解のある医療機関を知らない」と回答する割合も高くなっています。



(4) 災害時の備え等について

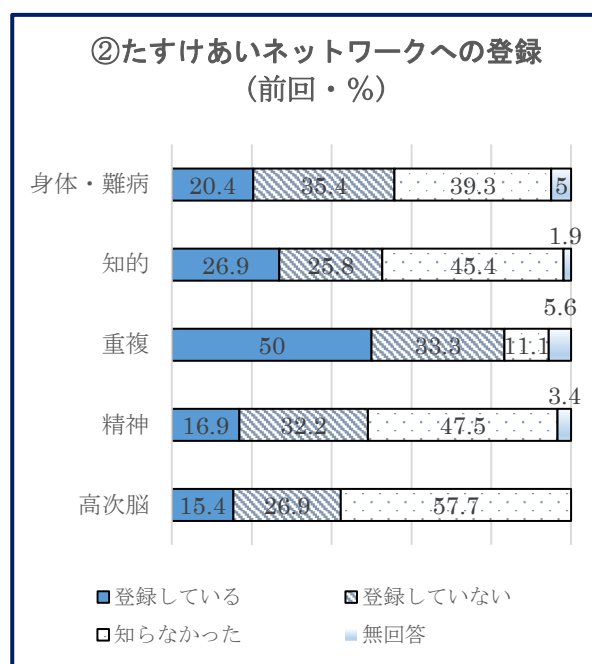
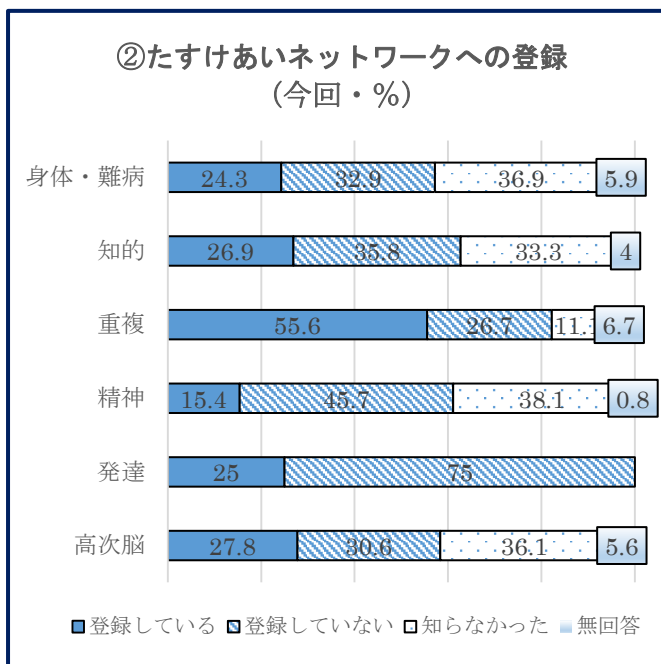
① 震災救援所を把握

震災救援所を把握している人の割合は、どの障害でも前回調査時より増えています。



② たすけあいネットワークへの登録

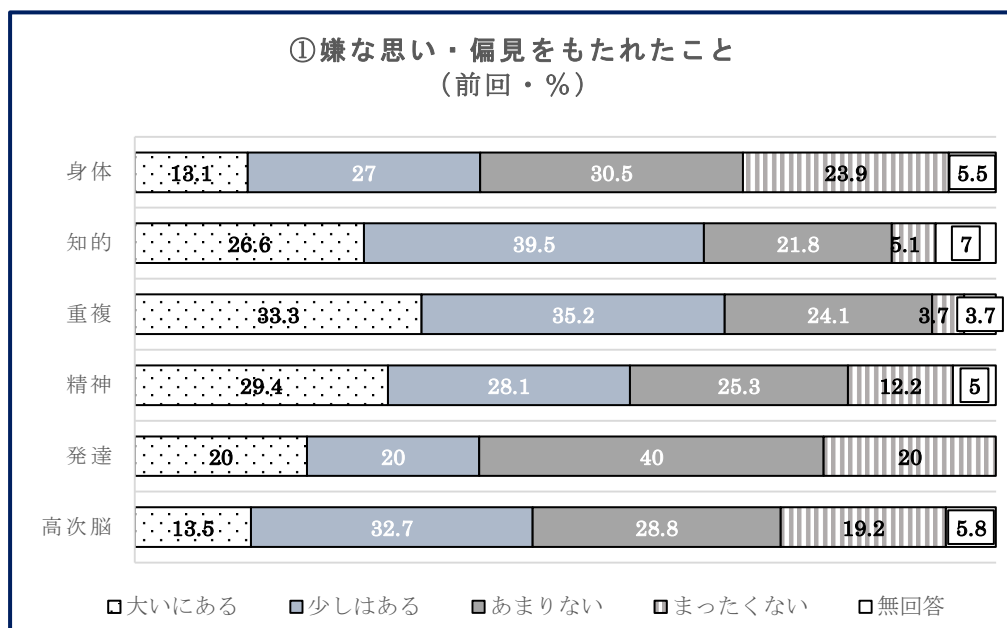
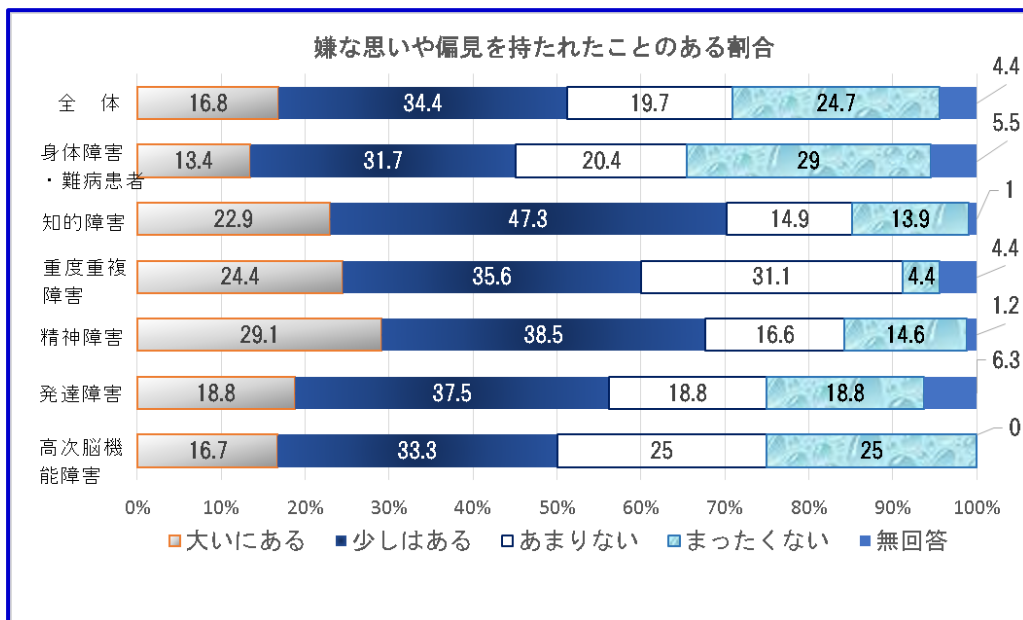
前回調査時よりたすけあいネットワークについての認知度は上がっています。実際に登録している方も若干ではありますが増えています。



(5) 社会参加・差別解消・権利擁護について

① 嫌な思いや偏見をもたれたこと

前回調査とあまり変化のない結果となっており、依然偏見を少なからず感じる状況があることがわかりました。



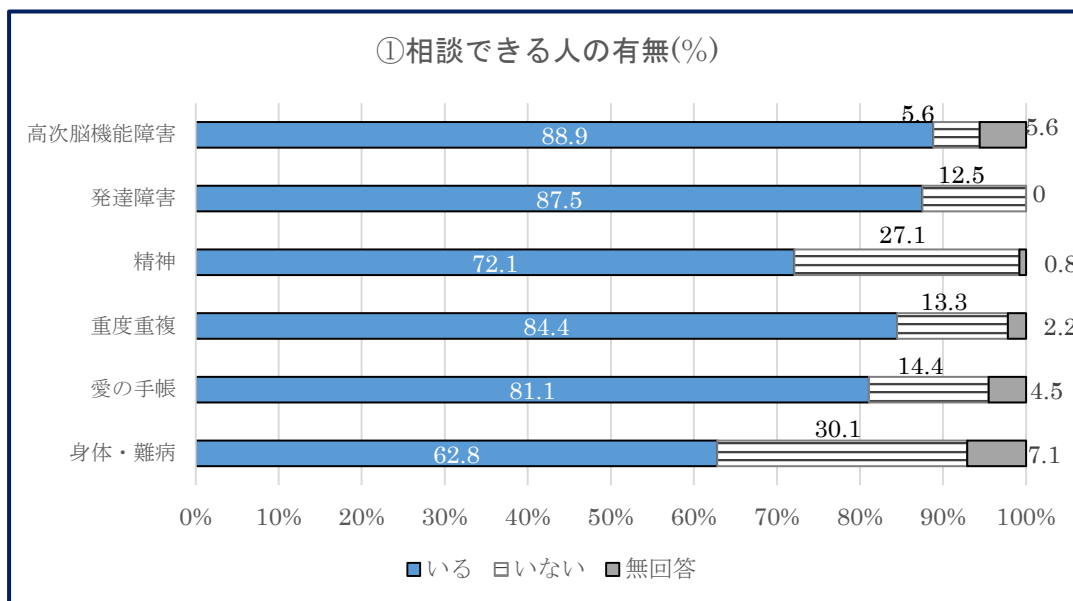
◎差別、嫌な思いや不便を感じた場所については、「公共の交通機関」が36.3%で最も高く、「学校・仕事場」が32.2%と続いています。

障害種類別では、重度重複障害の方では「お店」「公共の交通機関」が51.2%、発達障害の方では「学校・仕事場」が62.5%でもっとも高くなっています。精神障害の方では「仕事を探すとき」が29.8%と「学校・仕事場」に次いで高くなっています。

(6) 日常生活のことや福祉サービスについて

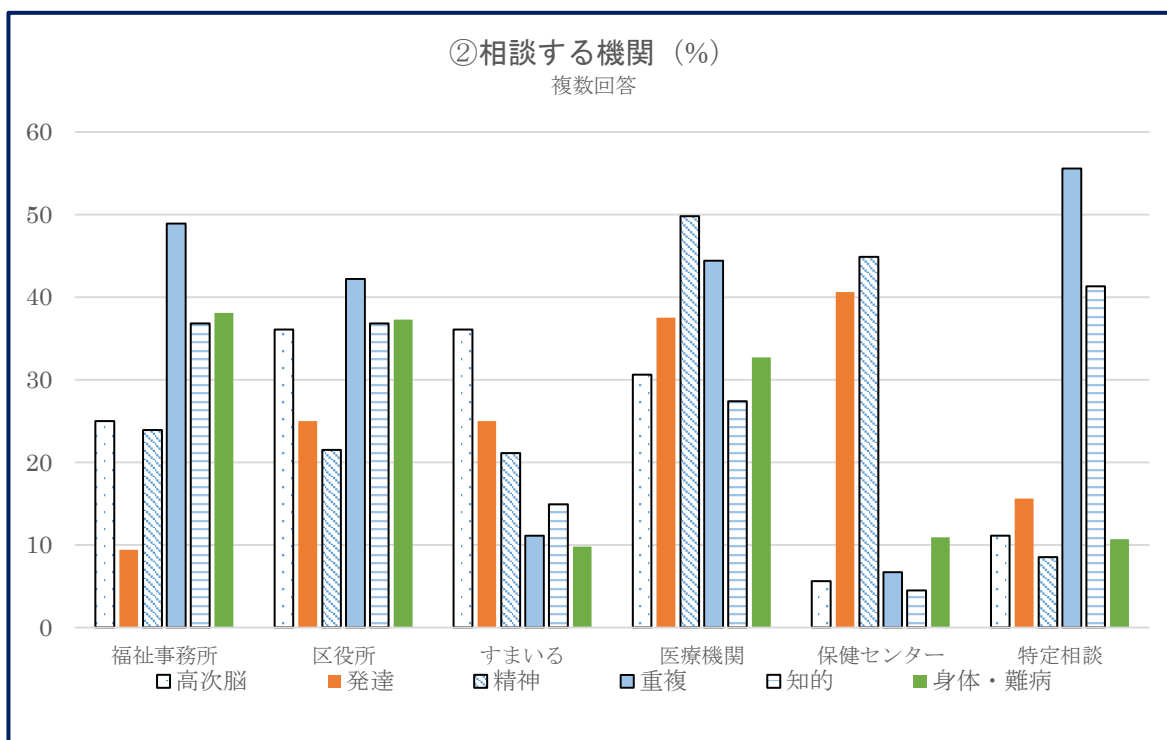
① 相談できる人の有無

どの障害においても、日常的に相談できる機関をもっている人は60%以上と高い割合となっています。



② 相談する機関

相談する機関については、障害種別ごとに異なっており、障害特性に応じた相談先となっています。



(7) 利用したいサービスについて

今後のサービスの利用意向について、障害種別により利用したいサービスの種類、希望する割合が異なります。

重複障害の方は、すべてのサービスにおいて利用希望が高くなっていますが、特にショートステイサービス・外出介護サービスの割合が高くなっています。

知的障害の方は、外出介護サービスの割合が高くなっています。

身体障害の方・精神障害の方は、サービスの利用希望が重複障害の方、知的障害の方に比較して全体的に低くなっていますが、身体障害・難病の方は、居宅介護サービスが、精神障害の方は通所系サービスの意向割合が高くなっています。

障害別 サービスの種類		身体障害・ 難病	知的障害	重度重複 障害	精神障害
居宅介護 サービス	利用している	13.0%	6.0%	28.9%	6.9%
	利用したい	25.1%	13.9%	42.2%	15.4%
外出介護 サービス	利用している	5.1%	38.3%	53.3%	3.6%
	利用したい	18.5%	54.2%	73.3%	12.1%
少人数での居住 サービス	利用している	0.5%	8.0%	13.3%	1.6%
	利用したい	4.7%	36.3%	33.3%	9.7%
ショートステイ サービス	利用している	4.7%	23.4%	48.9%	4.9%
	利用したい	11.5%	48.3%	75.6%	11.3%
日帰り ショートステイ サービス	利用している	4.7%	15.9%	15.6%	2.4%
	利用したい	12.6%	39.8%	51.1%	10.5%
通所系サービス	利用している	5.5%	30.8%	57.8%	15.8%
	利用したい	8.6%	46.3%	68.9%	27.9%

※発達障害の方、高次機能障害の方は、件数が少ないため除く。

(8) 今後10年間の杉並区に望むこと

今後望むものとしては、どの障害の方でも生活・経済に関することが上位に入っています。また、福祉関連のサービスや障害に対する理解が重複障害を除くすべての障害で5位以内に入っています。

特に障害に対する理解については、周囲からはわかりにくい障害のある方では上位に位置しています。

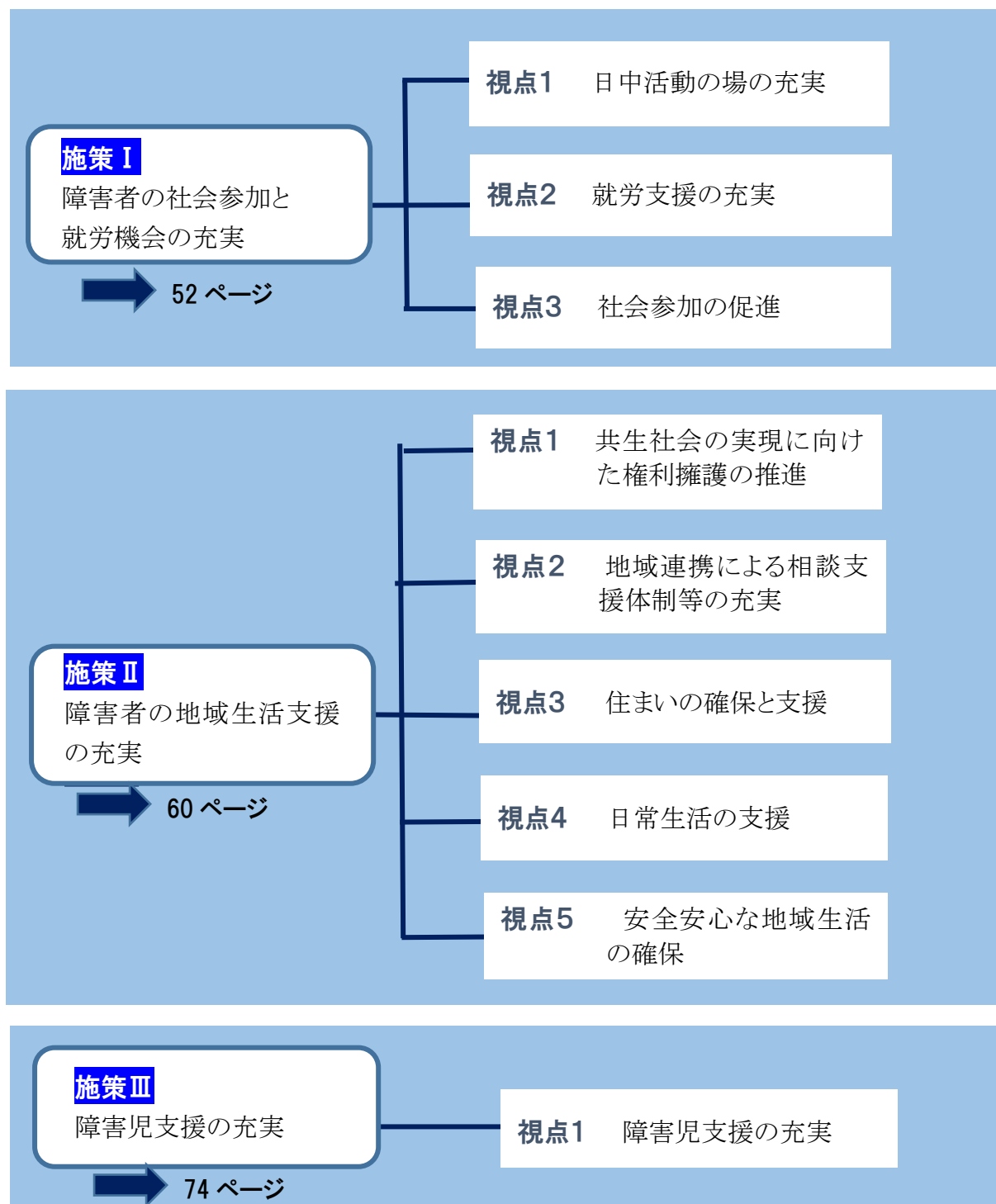
*上位5位までを抜粋

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害	生活・経済に関すること 144件	福祉関連のサービスに関すること 100件	障害に対する理解など 63件	医療機関、施設等に関すること 60件	まちづくりに関すること 53件
知的障害	福祉関連のサービスに関すること 25件	生活・経済に関すること 22件	医療機関、施設等に関すること 20件	障害に対する理解など 11件	学校など教育に関すること 7件
重複障害	医療機関、施設等に関すること 13件	福祉関連のサービスに関すること 6件	生活・経済に関すること 3件	公共の場などに関すること 1件	まちづくりに関すること 1件
精神障害	生活・経済に関すること 47件	障害に対する理解など 28件	福祉関連のサービスに関すること 19件	医療機関、施設等に関すること 4件	公共の場などに関すること 3件
発達障害	障害に対する理解など 6件	福祉関連のサービスに関すること 4件	生活・経済に関すること 3件	情報提供などに関すること 2件	医療機関、施設等に関すること 1件
高次脳機能障害	福祉関連のサービスに関すること 4件	生活・経済に関すること 3件	情報提供などに関すること 3件	障害に対する理解など 3件	公共の場などに関すること 1件

〈参考〉 杉並区障害者計画

「杉並区障害者計画」は、障害者基本法に基づき、障害者の状況等を踏まえた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。区では、杉並区保健福祉計画に包含して策定しています。

○ 障害福祉施策とその推進に向けた視点



施策Ⅰ

障害者の社会参加と就労機会の充実

現状と課題

- 障害者が自らの意思で選択・決定しながら、地域社会で個人の力を最大限発揮できる場や機会の更なる充実が求められています。
- 障害者通所施設の利用者数が増加し、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでおり、利用者の通所負担軽減も視野に入れた施設整備を進めていくことが必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者がスポーツ等に親しむ機会を拡充することで、スポーツ等を通じた地域の人々との交流の場を提供するなど、障害者の社会参加をさらに促進していく必要があります。

総合計画に定めた施策の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れる活動の場が整備されています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな継続的な支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労が継続できるように様々な雇用定着支援も充実してきています。
- 外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えています。

総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標

指標名	24年度 実績	28年度 実績	31年度※1 目標	33年度※2 目標
年間新規就労者数	80人	79人	115人	120人
重度障害者施設の利用者数	176人	196人	231人	238人
移動支援事業利用者数	695人	862人	1,165人	1,300人

※1 実行計画最終年度

※2 総合計画最終年度

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の社会参加と就労機会の充実	日中活動の場の充実	1 重度障害者通所施設の整備 (実)	
		2 障害者通所施設等の運営支援	⇒ (1)施設運営費・送迎費の補助 (2)地域活動支援センターの運営・支援 (3)重度障害者通所施設の運営・支援
		3 中途障害者の支援	⇒ (1)通所リハビリテーションの実施 (2)高次脳機能障害者の相談
	就労支援の充実	4 障害者の就労促進 (実)	⇒ (1)就労相談・支援の実施 (2)雇用機会の拡大
		5 多様な職場体験 (実)	⇒ (1)実践型実習 (2)体験型実習 (3)すぎなみワークチャレンジ事業
		6 職場定着支援 (実)	⇒ (1)企業等支援 (2)生活支援
		7 障害者施設の工賃アップ支援 (実)	⇒ (1)「すぎなみ仕事ねっと」への支援 (2)障害者優先調達推進法への対応
	社会参加の促進	8 移動のための支援の充実 (実)	⇒ (1)移動支援事業等の見直し (2)移動サービスの支援(移動困難者支援)
		9 コミュニケーション支援の充実	⇒ (1)手話通訳者・要約筆記者の派遣 (2)代読・代筆サービス (3)ICT等を活用したコミュニケーション支援
		10 文化・スポーツ活動等の推進 (実)	⇒ (1)文化・スポーツ活動等の普及・啓発 (2)障害者が利用しやすい施設環境づくり (3)障害者施設での多様な講座・交流の場
		11 社会参加の促進への支援の充実	⇒ (1)障害特性に合わせた情報の提供と活用への支援 (2)障害当事者活動への支援 (3)障害者団体の活動支援
		(実) は、実行計画事業	

日中活動の場の充実(事業1～3)

障害者の意思を尊重しながら、自分らしく活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者の特性に配慮したリハビリテーション等、支援の充実を図ります。

1 重度障害者通所施設の整備 **実**

重度障害者が障害特性に応じたケアを受けながら、自分らしく充実した日々を送る上で必要となる日中活動の場を確保するため、区有地に加えて国や東京都の公有地や国、東京都の補助制度を活用して通所施設の整備を進めます。

2 障害者通所施設等の運営支援

安定的・継続的な施設運営により利用者が安心して通所できるよう、民間の障害者通所施設等の事業者に対して施設運営経費等を助成し、運営を支援していきます。

(1) 施設運営費・送迎費の補助

運営事業者に対して施設運営経費や利用者の交通費・給食費の助成を行うほか、送迎サービスを実施する施設に対して送迎費を助成します。

(2) 地域活動支援センターの運営・支援

民間の地域活動支援センターの運営事業者に対して施設運営経費や利用者の交通費・給食費を助成します。

(3) 重度障害者通所施設の運営・支援

重度障害者通所施設の運営事業者に対して施設運営経費及び送迎サービスを実施する施設に対して送迎費を助成します。

3 中途障害者の支援

高次脳機能障害、若年性認知症などの中途障害者が、地域で自立した生活を送れるよう、障害特性に配慮したリハビリテーションなどを実施するとともに、関係機関と連携し支援の充実を図ります。

中途障害者

一般的に、疾病や事故などによって人生の途中で発生した障害であり、出生時や周産期に発症した先天的障害に対比して用いる

(1) 通所リハビリテーションの実施

グループでの創作活動やレクリエーション活動、障害者スポーツ等の通所プログラムを通して、能力の向上や日常生活を送る上での課題解決に向けた支援を行います。

(2) 高次脳機能障害者の相談

高次脳機能障害者やその家族が抱える問題等の相談を受けるとともに、関係機関と連携して、障害者サービス等の生活支援情報を提供します。

就労支援の充実(事業4～7)

障害者の就労希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。

障害者の意思を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力に合わせたきめ細かな就労支援を行うため、多様な実習や体験の場、就労の場を開拓するとともに、安定した就労が継続できるよう定着支援の充実を図ります。

4 障害者の就労促進 **実**

杉並区障害者雇用支援事業団を中心に通所施設や特別支援学校、ハローワーク、障害者相談支援事業所等、地域の障害者就労に関係する機関のネットワークを活用し、就労を希望する障害者を支援します。

(1) 就労相談・支援の実施

就労を希望する障害者やその家族、関係機関の相談を受け、本人の能力や希望する職種など個人の状況に応じたきめ細やかな支援を関係機関や企業等と連携を図りながら取り組みます。

また、特別支援学校卒業前の早い段階で適切な働く場が選択できるよう、学校や民間事業所と連携して、就労等を希望する生徒へ就労に向けたアセスメントを充実します。

アセスメント

働くことを希望する障害者が適切な「働く場」を選択するために必要な、その障害者の就労面や生活面に関する強みや弱みを把握すること

(2) 雇用機会の拡大

障害者雇用促進法改正の動向を踏まえつつ、法対象となる区内の企業や商店等に対して相談や助言等を行い、雇用支援を推進します。

また、法対象以外の企業等に対しても障害者雇用への促進を図り、短時間就労等の雇用の場の確保に努めます。

障害者雇用促進法

一定規模以上の事業主に対して、障害者雇用率以上の障害者の雇用を義務付けている法律

5 多様な職場体験 **実**

一人ひとりの状況にあった就労支援を行うために、様々な体験の場を確保します。

(1) 実践型実習

一般就労への意欲のある方に対し、10日前後の実践的な就労経験ができる機会を提供します。区役所や図書館などの公共の場だけでなく、一般企業での実習の充実も図ります。

(2) 体験型実習

就労への意欲を喚起し、今後、就労を目指せるような就労体験の場として、身近な商店街等での短期間の実習を実施します。また、この実習を通して地域の障害理解と障害者雇用の拡大を図ります。

(3) すぎなみワークチャレンジ事業

区役所での実践的な就労を通じてスキルアップを図り、その後の一般企業等への就職を目指します。また、区役所での障害者雇用を通じて、区民や区内企業に対し働く障害者への理解を深めます。

6 職場定着支援 **実**

杉並区障害者雇用支援事業団等において、就労している障害者や雇用主に対し、安定した就労を継続するための定着支援を行います。

(1) 企業等支援

障害者が就職した後の状況を把握するために、就職先の企業に対し定期的に訪問等を行い、障害者及び企業への助言等の支援を行います。

また、雇用定着率の向上に向けて、就労定着を支援する民間事業者と連携し、障害特性に対応した企業支援の充実を図ります。

(2) 生活支援

障害者が就労を継続する上で、安定した地域生活が不可欠なことから、これまで利用していた通所施設や障害者の相談支援事業所、福祉事務所、保健センター等と情報の共有化を図り、就労している障害者への支援を行います。

また、就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、余暇活動の場として、交流会や茶話会等を実施します。

7 障害者施設の工賃アップ支援 **実**

通所施設等の工賃の向上と安定化に向けた支援を行います。

(1) 「すぎなみ仕事ねっと」への支援

「すぎなみ仕事ねっと」を支援し、障害者施設間の連携及び情報共有により、共同受注の拡大、自主生産品の品質向上を図ります。

すぎなみ仕事ねっと

区内の障害者就労施設等が参加して、障害者の工賃アップに共同で取り組むネットワークのこと（平成28年度末現在26施設）。区役所での共同販売会及び店舗運営、共同受注、広報活動、共同研修会等を行っている

(2) 障害者優先調達推進法への対応

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の経済的自立を進めるため、調達目標を定め、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを調達する取組を推進します。

障害者優先調達推進法

国や地方公共団体等が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを進めることを目的とした法律。地方公共団体等は、毎年、調達の方針を定め、実績を公表する必要がある

社会参加の促進（事業8～11）

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現を可能にするだけでなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、認め合える地域社会の実現へとつながります。移動支援の充実、コミュニケーション手段の確保など、障害者が積極的に社会参加できるように取り組みます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、障害者が文化・スポーツ等に親しむ機会の拡充や、文化・スポーツ活動等を通じた地域の人々との交流を推進します。

8 移動のための支援の充実 **実**

障害者の社会参加を促進するには、移動のための支援が不可欠であることから、個々の障害や能力に応じて適切な支援ができるよう、移動支援事業、福祉タクシー券の交付など移動に関する事業を総合的に見直します。

(1) 移動支援事業等の見直し

屋外での移動が困難な障害者の社会参加を促すため、個々の障害や能力に応じて適切な支援ができるよう移動支援事業の内容を見直します。あわせて、安定したサービスが提供できるよう、区独自資格を付与するガイドヘルパーを養成します。

また、障害者の生活実態を考慮した支援を効果的に展開できるよう、移動支援事業、福祉タクシー券の交付など障害者に対する移動に関わる事業について総合的に見直します。

(2) 移動サービスの支援（移動困難者支援） **重**

高齢や障害により移動に困難な人が外出しやすいよう、外出に関する相談窓口として「外出支援相談センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。

① 外出支援相談センターの運営

一人では外出が困難な方の日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する総合相談、情報提供に加え、必要に応じて他のサービスにつなげます。さらに、閉じこもりがちな高齢者向けの外出企画の実施等、地域の関係機関と連携し外出を支援します。

② 福祉有償運送団体の支援

区内で福祉有償運送を行うNPO団体等に対し、安全運行や利便性向上のための車両の維持経費や運行管理に係る人件費などの補助や運転従事者の育成支援などを行います。

福祉有償運送

道路交通法では、安全確保の観点から家用自動車を使用した有償運送を規定しているNPO等が福祉有償運送を行う場合、区が設置する福祉有償運送協議会での活動内容に関する協議を経て、道路運送法上の手続きを行う必要がある

9 コミュニケーション支援の充実

障害者の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援事業を行うとともに、ICT等の活用による障害特性に応じた支援のあり方を検討します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚、音声、言語機能その他の障害のため、コミュニケーションに支障のある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣しコミュニケーションの支援を行います。また、手話通訳や要約筆記の講習会、手話通訳者等の認定・登録などにより、支援を担う人材の育成に努めます。

(2) 代読・代筆サービス

視覚障害者のための代読・代筆サービスを障害者地域相談支援センター（すまいる）3所において引き続き実施します。

(3) ICT等を活用したコミュニケーション支援

障害者への情報保証に関する国や東京都の動向を踏まえ、ICT等の活用による障害特性に応じたコミュニケーション支援のあり方等の調査、検討を行います。

10 文化・スポーツ活動等の推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を好機と捉え、障害者がそれぞれの障害種別、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツを楽しめる環境を整えます。また、障害者が文化・スポーツ等に親しむ機会を拡充することで、文化・スポーツ活動等を通じて、地域の人々との交流の場を提供するなど、障害者の社会参加を促進します。

(1) 文化・スポーツ活動等の普及・啓発 **実**

障害者が文化・スポーツ活動等始めるきっかけとなるよう、障害者が日中活動している施設や相談窓口、各種イベントなどにおいて、身近な文化・スポーツ等に関する情報の発信や、出前教室の実施などにより普及・啓発を図ります。

また、障害のある人もない人も共に参加するスポーツ・レクリエーション事業を実施し、スポーツ等を通じた地域の人々の交流と障害者の社会参加の促進を図ります。

(2) 障害者が利用しやすい施設環境づくり

障害者が文化・スポーツ施設を安心して気持ちよく利用できるよう、障害当事者等が直接、文化・スポーツ施設等の設備や事業をモニタリングするなど、当事者の目線を取り入れた施設運営ができるような取組を進めます。

また、施設職員を対象に、障害理解を深め、障害種別や施設の状況に応じた合理的配慮が行えるような研修を行うなど、障害者が身近な文化・スポーツ施設を利用しやすい環境づくりを進めます。

合理的配慮

障害のある人が日常生活を営むうえで妨げとなるもの（社会における制度・慣行・観念等含む）を取り除くため、状況に応じて行われる配慮のこと

(3) 障害者施設での多様な講座・交流の場の運営

障害者の自立や社会参加を促進するため、学習や文化・教養、趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士の交流の場、さらにはボランティア活動の拠点として、引き続き障害者福社会館、障害者交流館及び視覚障害者会館を運営します。

11 社会参加の促進への支援の充実 **重**

障害者が自らの決定に基づき社会参加できるよう、障害特性に合わせた情報の提供や活用支援等を行うとともに、障害者団体の活動を支援します。

(1) 障害特性に合わせた情報の提供と活用支援

社会参加や生活に役立つ必要な情報を得ることや活用することが困難な知的障害者や発達障害者などに対し、障害特性に合わせて、わかりやすく情報を提供するとともに、その情報を自己の目的に活用できるような支援を検討し、実施します。

(2) 障害当事者の活動への支援

障害者同士で悩みや心配事を分かち合い、支え合うとともに、社会の偏見や差別をなくすための活動などを、障害当事者が企画・運営することができるよう、活動の場の提供や専門職員などによる助言等の支援をします。

(3) 障害者団体の活動支援

心身障害者団体の運営や活動・生涯学習事業に係る経費の一部を助成するなど、障害者の自立や社会参加の機会を広げる障害者団体の活動を支援します。

施策Ⅱ

障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 平成26年に批准した「障害者権利条約」、平成28年施行の「障害者差別解消法」により、お互いが理解し合える地域共生社会の実現に向けての普及啓発、権利擁護施策や虐待防止の取組等更なる推進が必要です。
- 障害者が住み慣れた地域で、安心して快適に生活できるよう、障害者一人ひとりの障害種別や程度に合わせ、その人の力を引き出せるような支援体制を充実するとともに、その人の状況に適した住まいの確保と生活支援を図ることが必要です。

総合計画に定めた施策の目標

- 誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。
- 住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の種別、程度に応じた住まいが整備されています。
- 障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標

指標名	24年度 実績	28年度 実績	31年度※1 目標	33年度※2 目標
グループホーム利用者数	141人	171人	234人	245人
障害者地域相談支援センター相談件数	—	30,263件	30,000件	※3 30,000件

※1 実行計画最終年度 ※2 総合計画最終年度
※3 目標を達成したことによる上方修正値

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の地域生活支援の充実	共生社会の実現に向けた権利擁護の推進	1 権利擁護の普及啓発 (実)	<ul style="list-style-type: none"> (1)障害当事者とともに進める普及啓発の推進 (2)行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進 (3)障害への理解に向けた取組の促進
		2 虐待防止の推進 (実)	<ul style="list-style-type: none"> (1)虐待の未然防止及び対応体制の充実 (2)介護者等への支援
		3 成年後見制度等の利用促進 (実)	<ul style="list-style-type: none"> (1)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり (2)審議会の設置 (3)日常生活自立支援事業の利用促進
		4 「心のバリアフリー」の推進	
	地域連携による相談支援体制等の充実	5 相談支援体制の充実 (実)	<ul style="list-style-type: none"> (1)基幹相談支援センター機能の充実 (2)地域における相談支援体制の充実 (3)ピア(当事者)相談員等の相談支援の推進 (4)高齢障害者の相談支援体制の推進
		6 地域生活支援拠点の整備	
		7 地域生活への移行促進と定着支援 (実)	<ul style="list-style-type: none"> (1)精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進 (2)入所施設等からの地域移行の推進
		8 地域の支援力強化に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1)在宅医療・生活支援センターとの連携 (2)研修等による事業者への支援の充実 (3)事業者の連携による支援力の向上 (4)福祉人材確保・定着等に対する取組 (5)障害福祉サービス等の指導検査の実施

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の地域生活支援の充実	住まいの確保と支援	9 住まいの確保と支援 (実)	<ul style="list-style-type: none"> (1)住宅入居支援事業の実施 (2)区営住宅の活用 (3)一般住宅の改修によるバリアフリー化 (4)グループホームの整備 (5)多様な住まいの確保に向けた検討
		10 地域で住み続けるための支援	<ul style="list-style-type: none"> (1)自宅でのひとり暮らしを含めた自立生活への支援 (2)グループホーム入居者・世話人への支援
	日常生活の支援	11 短期入所等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> (1)重度障害者を含めた短期入所事業の拡充 (2)特別養護老人ホームにおける障害者の受入れの推進 (3)日帰りショートステイの実施
		12 重度障害者の在宅支援サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> (1)重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業 (2)訪問入浴サービス (3)理美容サービス (4)寝具洗濯・乾燥サービス (5)日常生活用具の給付等
		13 成人期発達障害者支援の充実 (実)	<ul style="list-style-type: none"> (1)専門プログラムの実施 (2)社会参加のための支援(余暇活動支援)
		14 障害者の疾病予防と健康増進	<ul style="list-style-type: none"> (1)障害者の疾病予防 (2)障害者の健康増進
		15 地域での見守りの推進	
	安全安心な地域生活の確保	16 災害時の支援体制の充実 (実)	<ul style="list-style-type: none"> (1)災害時における障害特性に応じた情報伝達の支援 (2)災害時要配慮者対策の推進
		17 緊急時に対応する事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1)緊急ショートステイの実施 (2)位置情報端末機器の貸与 (3)緊急通報システムの設置
		(実) は、実行計画事業	

共生社会の実現に向けた権利擁護の推進(事業1～4)

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で共生する社会の実現に向けた取組を促進するとともに、障害を理由とする差別の解消推進や障害者の虐待防止に向けた取組を推進します。

1 権利擁護の普及啓発 **実**

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で共生する社会の実現に向け、「障害者権利条約」の理念を踏まえた権利擁護の普及啓発に取り組みます。また、障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供などの取組を推進します。

(1) 障害当事者とともに進める普及啓発の推進

行政機関・交通機関・飲食店など障害者の生活に関わる様々な場面で、障害を理由とした不当な差別的取扱いが行われず、また合理的配慮の提供が受けられるよう、障害当事者ととも差別のない、共生社会の実現に向けた普及啓発活動を推進します。

(2) 行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進

障害者が様々な行政サービスを利用する際に適切な配慮を受けることができるよう、障害者差別解消法に基づく「杉並区における障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領」の周知徹底を図るとともに、区職員全員を対象に障害理解を深めることができる研修を実施するなど、区の窓口や事業の実施にあたって、合理的配慮の提供を実践します。

(3) 障害への理解に向けた取組の促進

障害の有無にかかわらず一緒に楽しめるようなスポーツイベントや作品展などを開催し、障害者の社会参加を促進するとともに、地域の人々の障害への理解を深めます。

また、学校での体験学習や地域の様々なイベントなど、障害のある人とない人が交流し、ともに過ごす時間を増やし、子どもの頃から障害への理解を学べるような環境づくりを行います。

2 虐待防止の推進 **実**

障害者の虐待は、地域の見守り等により未然に防止するとともに、虐待が疑われる場合などには、早期発見、早期対応が重要となります。区民やサービス提供事業所に対して、様々な機会を通じて未然防止の理解を深めるとともに、障害者虐待の通報や相談に対しては、迅速かつ適切に対応します。

(1) 虐待の未然防止及び対応体制の充実

虐待の未然防止を図るため、サービス提供事業者や地域住民に対して虐待への気付きを促す研修の開催やパンフレットの配布など、様々な機会を通じて周知を

図ります。また、虐待通報に迅速かつ適切に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、専門相談や研修を通じて職員の虐待対応能力の向上を図ります。

(2) 介護者等への支援

相談支援事業所と連携し、障害者を介護する家族等に対して介護の負担が軽減できるよう、介護に関する情報提供や相談等を行います。

3 成年後見制度等の利用促進 **実**

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、杉並区成年後見センター等と連携して成年後見制度等の利用を促進します。

地域連携ネットワーク

成年後見人等と医療・介護等の関係機関が1つのチームで本人を支援し、そのチームを協議会がバックアップする体制

(1) 中核機関の設置

杉並区成年後見センターを、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、成年後見制度をより利用しやすくする取組を推進します。

(2) 地域連携ネットワークづくり

権利擁護が必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人の身近な親族や・福祉・医療・地域の関係者が「チーム」として関わり支援します。また、専門職団体や関係機関がチームを支援する「協議会」については、設置に向けた検討を進めます。

(3) 成年後見区長申立てと利用助成の実施

親族がないなどの理由で制度利用ができない方を対象に「区長申立」手続きを行うとともに、申立て費用や後見人等への報酬費の負担が困難な区民に対して一部助成を行います。

成年後見センターにおいても、成年後見制度の申立て費用や報酬費の一部を助成する事業を行います。

(4) 日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でない方、金融機関に出向くことの難しい重度の身体障害者や要介護高齢者を対象に、日常的な金銭管理、福祉サービスの契約等を行う日常生活自立支援事業について、関係機関に周知し制度利用を促進します。

4 「心のバリアフリー」の推進

誰もが、高齢者や障害者等に配慮し、思いやりのある行動を進んでとることができるよう、お互いの人格や個性を尊重する「心のバリアフリー」について、広く区民を対象に啓発を行います。

心のバリアフリー

障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支え合えること

地域連携による相談支援体制等の充実(事業5～8)

障害者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の支援体制を強化するため、新たに地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、本人が自分にあった生活を選択・決定できるよう必要な支援体制や関係機関との連携体制を整備し、精神科病院や入所施設からの地域移行の取組を進めます。

5 相談支援体制の充実 **実**

障害者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくために、必要な障害福祉サービスなどについて、身近で相談ができ、様々な情報や支援が得られるよう、相談支援体制を充実します。

(1) 基幹相談支援センター機能の充実

地域生活支援拠点の整備に関する検討を実施する中で、基幹相談支援センターの役割や位置づけを改めて整理し、特定及び一般相談支援事業所へのバックアップや権利擁護の推進、虐待防止の取組を行うなど、地域の相談支援の中核的な役割を果たすよう機能の充実を図ります。

基幹相談支援センター

杉並区では、障害者施策課地域ネットワーク推進係が、基幹相談支援センター機能の一部を担っている

一般相談支援事業所

施設や病院を出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行う事業所

(2) 地域における相談支援体制の充実

障害者の生活に関する様々な基本的

相談は、障害者地域相談支援センター(すまいる)が、サービス等利用計画に関する相談は、特定相談支援事業所が対応するというそれぞれの役割を明確化し、機能の充実を図ります。

また、複数の関係機関での対応が必要な方が、それぞれの機関の連携の下、適切な支援が受けられるよう、地域ネットワークを強化し、相談体制の充実を図ります。

特定相談支援事業所

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や基本相談を行う事業所

(3) ピア(当事者)相談員等の相談支援の推進

ピア相談の充実と相談員の育成を図るため、障害者地域相談支援センター(すまいる)が中心となり、ピア相談を行う人材の発掘・養成を積極的に行います。また、障害種別にかかわらず当事者同士の輪を広げ、障害者自身が他の障害者の支援を行うピアサポート体制の充実を図ります。

ピアサポート

障害者が自らの立場、体験をもとに、課題を抱えた人々に寄り添いながらサポートすること

(4) 高齢障害者の相談支援体制の推進

介護保険サービスを利用する高齢障害者については、ケアマネジャーがケアプランを作成するため、ケアマネジャーを対象に、障害特性や障害福祉サービスの制度理解等の研修を行い、障害者が高齢になっても安心して生活できるよう支援します。

また、相談支援専門員が介護保険制度を理解し、高齢障害者が必要なサービスを適切に利用し、安心して地域生活を継続できるよう、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携を強化するなど、それぞれの人に合わせたサービスが提供できる相談支援体制を推進します。

6 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる仕組みや、地域の関係機関が機能を分担して支援を行う体制の整備（地域における複数の機関が分担して支援拠点の機能を担う、いわゆる面的整備）について、地域自立支援協議会等において検討し、具体化を図ります。

地域自立支援協議会

障害者総合支援法に規定されている会議体で、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関

7 地域生活への移行促進と定着支援 **実**

障害者が自分にあった生活を選択・決定するために必要な支援体制や関係機関との連携体制を整備する方策を地域自立支援協議会の専門部会を通して検討し、精神科病院や入所施設からの地域移行の取組を進めます。また、地域住民の障害への理解の促進を含め、安心して地域で生活できるよう定着支援の充実を図ります。

(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進

精神科病院に入院中の精神障害者に対する退院の動機づけ支援の強化を図るとともに、高齢化している長期入院者や都外病院入院者への支援について検討し、具体化を図ります。

また、退院後も地域の一員として安定して自分らしい暮らしが継続できるよう、病院も含めた関係機関との連携による支援体制を検討します。

(2) 入所施設等からの地域移行の推進

施設に入所している知的障害者の地域で生活したいという希望に対応できるよう、通過型入所施設の機能をさらに活用できる方策を検討し、具体化を図ります。また、一般相談支援事業所や地域の関係機関と連携し、地域移行に向けた支援の充実を図ります。

8 地域の支援力強化に向けた取組の推進

地域の支援力を強化するためには、地域で活動している事業者それぞれの支援力の向上と、事業者同士の連携による新たな支援の仕組みづくりが必要です。その新たな仕組みを検討するとともに研修体制の充実など、地域の支援力を強化するための取組を進めます。

(1) 在宅医療・生活支援センターとの連携

複数の機関との連携が必要で解決に時間を要する課題を抱える家庭等の支援に

ついて、複数の関係機関や専門的知見によるサポートを担う在宅医療・生活支援センターと連携し対応します。

(2) 研修等による事業者への支援の充実

障害者の自己決定に基づき、一人ひとりに合った、その人の力を引き出せるサービス等利用計画や、障害児支援利用計画の作成及びサービスの提供ができるよう、事業者への研修等を充実します。

また、区職員と民間施設職員の合同研修等を実施し、支援技術の共有と職員の資質の向上を図るとともに、障害者の重度化、高齢化等の課題に対応できるよう民間施設への支援体制を検討します。

(3) 事業者の連携による支援力の向上

地域の障害福祉に関わる事業者が、障害特性や一人ひとりの意向に合わせた支援を展開し、相談やサービスの質の向上を図る方策を検討する機会をつくり、区内の福祉関連職場が一丸となって地域全体の支援力の向上を図ります。

(4) 福祉人材確保・定着等に対する取組

ハローワークや東京都人材福祉センター等の協力により、就職相談会等を開催するなど福祉人材の確保に努めるとともに、福祉分野の総合的な研修の実施や交流の場の設置など、福祉人材の確保・定着に向けた取組を実施します。

(5) 障害福祉サービス等の指導検査の実施

増加する障害福祉サービス事業所のサービス内容の質を確保するために、東京都と連携を進めつつ、区単独での実地検査等を行うなど、指導体制の充実を図ります。

住まいの確保と支援(事業9～10)

障害者が住み慣れた地域の中で継続して生活ができるよう、グループホームの整備を推進するとともに、多様な住まいの確保に向けた支援等の検討をします。さらに、地域のネットワークを強化し、地域で住み続けるための支援を行います。

9 住まいの確保支援

住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、住まいの確保に取り組めます。

(1) 住宅入居支援事業の実施

杉並区居住支援協議会による「高齢者等アパートあっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を活用し、障害者に対する民間賃貸住宅への入居支援を行います。

(2) 区営住宅の活用

障害者が、地域で継続して生活を送るため、引き続き区営住宅の一部を障害者用として活用します。

(3) 一般住宅の改修によるバリアフリー化

重度障害者に対して、一般住宅の一部をバリアフリー化するための改修費用を助成し、快適な日常生活が送れるよう支援します。

(4) グループホームの整備 **実**

国や東京都の補助制度を活用するとともに、区においても建設経費の補助を行い、整備する法人等の財政負担を軽減し、グループホームの整備を促進します。

グループホーム

障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営むための住まいのこと

(5) 多様な住まいの確保に向けた検討

必要な支援を受けながら、自分らしく自立した生活ができるよう、障害特性に配慮したサテライト型グループホームやシェアハウスなどの住まいの確保に向けた仕組みを検討します。

シェアハウス

一つの家を共同で使用し生活する住まい方

10 地域で住み続けるための支援

自分らしい暮らしを続けたいというニーズに応えるために、地域のネットワークの強化や支援策等の検討を進めます。

(1) 自宅でのひとり暮らしを含めた自立生活への支援

障害者が将来の生活や暮らしについて自らが検討・選択・決定できる支援や、その人なりの自立した生活を送るための方策など多様な住まい方の支援について検討します。

(2) グループホーム入居者・世話人への支援

グループホームに入居する障害者に対して、所得に応じて家賃を助成することで、地域生活を送る上での経済的基盤を固めます。

また、看護師等の専門職がグループホームを巡回し、世話人に対して入居者の医療面や生活面の相談に応じるなどの支援を行います。

日常生活の支援(事業 11~14)

介護者のレスパイトや、病気などで介護ができない場合に、障害者を預かる短期入所事業を拡充します。また、サービスの質を確保するなど、引き続きサービス提供の基盤を整備し、障害者の日常生活を支援します。

11 短期入所等の拡充

介護者のレスパイトや、病気などで介護ができない場合に、障害者を預かる短期入所事業を拡充します。

レスパイト

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽減すること

また、日中一時的に短時間預かる日帰りショートステイも実施し、介護者の支援の充実を図ります。

(1) 重度障害者を含めた短期入所事業の拡充

介護者の状況により、在宅での生活が一時的に困難になった障害者に対して、食事の提供、入浴や宿泊など必要な支援を行う短期入所事業の内容を充実します。特に、医療的ケアが必要な重度の障害者が、地域での短期入所施設がより利用しやすくなるよう事業者との調整を行います。また、新たに整備する障害者福祉施設等において短期入所事業を実施し、受入人数の拡大を図ります。

(2) 特別養護老人ホームにおける障害者の受入れの推進

特別養護老人ホームにおける老人短期入所において、空きがあった場合に高齢者だけでなく軽度の障害者も受け入れる空床を利用した短期入所事業など、ウェルファーム杉並の特別養護老人ホーム棟などで進めていきます。

(3) 日帰りショートステイの実施

在宅の障害者を日常介護している家族等が、病気や一時的な休息その他の理由で介護することができない場合に、委託事業所施設で一時的に預かり、日常生活の援助や日中活動の支援を行います。

12 重度障害者の在宅支援サービスの実施

重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に生活するため、また家族等の介護を軽減するために必要なサービスを提供します。

(1) 重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業

在宅の重症心身障害児(者)及び医療的ケアを必要とする障害児に対し、区が契約した訪問看護ステーションの看護師が自宅に出向いてケアを代替することで、介護者の休養を図ります。

(2) 訪問入浴サービス

長期にわたり入浴が困難な在宅の重度心身障害者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することで衛生面の確保と、家族の負担の軽減を図ります。

(3) 理美容サービス

重度の障害により理髪店・美容院に行くことができない方のために、自宅で理髪・美容のサービスが受けられる利用券を交付し、在宅生活を支援します。

(4) 寝具洗濯・乾燥サービス

在宅で寝たきりなど、重度の心身障害者に対し、寝具の洗濯及び乾燥サービスを行うことで、衛生的で快適な日常生活が送れるよう支援します。

(5) 日常生活用具の給付等

用具の給付を通じ、心身障害者の日常生活上の困難を改善することで、自立を支援し、より快適な日常生活が送れるようにします。

また、障害者が用具等を適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情報提供や相談の充実を図ります。

13 成人期発達障害者支援の充実 **実**

人との関わりに苦手さを感じたり、自己肯定感を持ちにくい傾向のある発達障害の方に対して、障害特性に応じた相談や専門プログラムを提供し、社会に適合できる力を培う取組を強化します。

(1) 専門プログラムの実施

障害当事者の状態像に応じて利用できる、健康教育プログラム・心理教育プログラム・職業準備プログラムを実施し、ライフスキルの獲得や集団への適応、コミュニケーションスキル・ソーシャルスキルの向上を継続的に支援します。

職業準備プログラムについては就労支援の強化を図るため、プログラム内容や就労に関する関係機関との連携について検討し具体化を図ります。

(2) 社会参加のための支援（余暇活動支援）

余暇の過ごし方や他者との交流を苦手とする発達障害者に対して、同じ障害のある仲間との交流や活動を通して生活の幅を広げる働きかけを行います。

14 障害者の疾病予防と健康増進

障害者、家族及び支援者の健康に対する意識を高める取組を進めるとともに、区民健診等を気軽に受けられることができる環境を整備します。

(1) 障害者の疾病予防

通所施設やグループホーム、医療機関等の関係機関が連携し、食生活や運動等の生活習慣の改善に向けた取組を進め、生活習慣病の予防や高齢化、重度化による身体機能の変化へ対応します。

(2) 障害者の健康増進

身近な医療機関で健診を受けられる環境の整備を進めるとともに、健診結果に基づいた健康づくりの支援が受けられる体制を検討します。

安全安心な地域生活の確保（事業 15～17）

一人暮らしの障害者などに、地域の人による声掛けや見守りが広がるような取組を進めるとともに、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備します。

15 地域での見守りの推進

一人暮らしの障害者などに、地域の人による声掛けや見守りが広がるような取組を進めるとともに、支援が必要になったときに相談窓口につなぎやすくする仕組みづくりを進めます。

16 災害時の支援体制の充実

災害発生時、自力で避難することが困難な障害者の安否確認や避難等を地域の方々の協力で進めるとともに、障害の特性に応じた支援を行えるよう、障害者への配慮の取組を推進します。

（1）災害時における障害特性に応じた情報伝達等の支援

災害時における避難誘導や避難場所で、障害特性に応じた情報伝達等の支援が行えるよう、障害当事者の声を反映して情報伝達方法を工夫するなど、障害者への配慮の取組を推進します。

（2）災害時要配慮者対策の推進（再掲） **実**

災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の安否確認や避難行動等を、震災救援所運営連絡会や地域の方々の協力により支援する体制づくりを推進します。

① 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の整備

ア 未登録者に対する登録勧奨

年4回、介護保険の要介護情報や障害者の認定情報を更新し、「避難行動要支援者名簿」を作成します。名簿登載者に対しては、平常時の備えや災害時の対応に役立つ情報を提供するとともに、災害時の円滑な安否確認等に役立てる「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録勧奨を行います。

また、地域の勉強会等を活用し、区民等に対して広く制度に関する普及啓発を図ります。

イ 登録者の情報の管理・更新

地域のたすけあいネットワークの登録者に対して、民生委員・児童委員等が災害発生時の避難支援のための「個別避難支援プラン」を作成するとともに、震災救援所運営連絡会において登録者の情報を把握した上で安否確認の方法や救援所内での配慮事項等を示した「避難支援計画」を策定します。また、「個別避難支援プラン」については、定期的に情報を更新するとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう、自宅の所定の場所に保管する「救急情報キット」を配布します。

② 震災救援所運営連絡会の運営支援

震災救援所運営連絡会による災害時対応を支援するため、要配慮者の情報が連絡会全体で共有できるよう個人情報保護研修を行うとともに、立ち上げ訓練を実施し、震災救援所の役割の確認や連絡体制の整備など、地域で助け合うための仕組みづくりを推進します。また、災害時要配慮者対策連絡協議会の意見を聴き、運営マニュアルの改訂や要配慮者の状態に合わせた適切な避難場所の振り分け基準等の検討を行います。

③ 福祉救援所の充実

ア 福祉救援所の指定に関する協定の締結推進

震災救援所などでは生活が困難と考えられる要配慮者を臨時的応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うことができる福祉救援所について、高齢者や障害者の入所施設等に対し、建設の段階から指定への協力を求めるなど、協定締結を推進します。

イ 福祉救援所連絡会の運営

福祉救援所連絡会を定期的で開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を行うとともに、要配慮者の受入れに関するマニュアルの整備や立上げ訓練の実施など、福祉救援所の機能強化を図ります。

④ 災害ボランティアセンターの運営体制の強化（杉並区社会福祉協議会）

災害発生時に災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、運営スタッフ養成講座や講座修了生フォローアップ講座を定期的実施し、運営スタッフの育成に取り組みます。また、立上げ・運営訓練や震災救援所との合同訓練を通じて、運営スタッフの危機管理意識の醸成とスキルアップを図ります。

⑤ 民間事業者との連携による支援体制の充実

ア 福祉専門職等の人材確保の検討

災害発生時における要配慮者の安否確認や避難生活支援がより円滑に行えるよう、福祉専門職等の人材確保に向けて、民間事業者や区内関係団体等との具体的な連携体制について検討し、人的な支援体制を構築します。併せて、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」からの福祉専門職等の派遣を想定し、東京都災害福祉広域調整センターとの連携体制づくりについても検討を行います。

イ 災害時のボランティアネットワークの強化（杉並区社会福祉協議会）

災害発生時において、スムーズに被災者とボランティアのコーディネート等を行えるよう、杉並区社会福祉協議会が主体となり、NPO、企業、関係団体等で構成する「災害ボランティアネットワーク連絡会」を運営し、平常時からの情報共有や立上げ訓練を通じた運営マニュアルの確認等を行うことで、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。

⑥ 安否確認を支援するためのGIS（地理空間情報システム）の活用

GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムについて、更なる機能追加等の検討や関係職員への操作訓練を徹底することにより、震災救援所等での災害発生時の要配慮者の安否確認を迅速に行える体制を強化します。

⑦ 被災者生活再建支援システムの導入による支援の充実

被災者生活再建支援システムを導入して、被災情報をデータベース化し、発災後速やかに被災証明書を発行していくことなどにより、被災者の生活再建を支援していきます。

被災証明

様々な被災者生活支援を受ける際や保険適用のために必要となるもので、災害により被災した住居等の被害状況（全壊・半壊等）を証明したものと

17 緊急時に対応する事業の充実

介護者や障害者本人の緊急時の対応策を充実し、障害者の生活の安全を確保します。

(1) 緊急ショートステイの実施

介護者の急病、事故などにより、緊急的に障害者を受け入れる必要がある場合に、休日や夜間などを含め24時間利用できる緊急ショートステイを利用しやすいよう内容を充実して実施します。

(2) 位置情報端末機器の貸与

知的障害者(児)を在宅で介護する方に対し、知的障害者(児)が行方不明になった場合に早期発見できるよう、位置情報端末機器を貸与し、介護者の負担軽減を図ります。

(3) 緊急通報システムの設置

ひとり暮らしなどの重度身体障害者世帯等に対して、家庭内で緊急事態になった時に民間警備会社に通報できる無線発報器に火災センサーと安心センサーを備えた緊急通報システムを設置し、生活の安心安全を確保します。

施策Ⅲ

障害児支援の充実

現状と課題

- 医療技術の進歩等を背景に、地域で暮らす医療的ケアの必要な障害児が増加していることから、医療的ケアに対応できる未就学児対象の療育施設や就学児対象の放課後等デイサービス事業所の設置に取り組みました。
- 発達障害に起因して様々な課題があり、学校での支援に加え、個別に支援が必要な児童の相談が急増していることから、適切な支援先につなぐ仕組みづくりをさらに進めていくことが必要です。
- 障害児通所支援事業所やその利用者が増加し、支援の質の確保が求められていることから、こども発達センターの地域支援機能を活用するなど、支援技術の向上にさらに取り組んでいくことが必要です。

総合計画に定めた施策の目標

- 障害の種別や程度にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで、切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受け、安心して生活をしています。

総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標

指標名	24年度 実績	28年度 実績	31年度※1 目標	33年度※2 目標
療育が必要な未就学児の事業所通所率	54.4%	100.0%	100%	100%
保育所等訪問支援を行った区内施設の割合	—	97.2%	100%	100%
放課後等デイサービスに通所している重症心身障害児の率	3.2%	8.2%	15.0%	15.0%

※1 実行計画最終年度

※2 総合計画最終年度

施策	事業	主な取組	
障害児支援の充実	1 障害児の発達相談 (実)	<div style="display: flex; align-items: center;"> ⇒ <ul style="list-style-type: none"> (1)発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施 (2)医療相談・専門相談支援の充実 </div>	
	2 療育支援の充実 (実)	<div style="display: flex; align-items: center;"> ⇒ <ul style="list-style-type: none"> (1)こども発達センターの療育支援の実施 (2)重症心身障害児通所施設わかばの運営支援の実施 (3)民間児童発達支援事業所の支援の質の向上 (4)重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営支援 (5)学齢期発達障害児支援事業の充実 </div>	
	3 地域支援の充実 (実)	<div style="display: flex; align-items: center;"> ⇒ <ul style="list-style-type: none"> (1)地域支援講座の実施 (2)保育所等訪問支援の実施 (3)関係機関・学校とのつながりづくりの推進 </div>	
	4 障害児保育の実施	<div style="display: flex; align-items: center;"> ⇒ <ul style="list-style-type: none"> (1)障害児保育の拡充 (2)保育対応型児童発達支援保育料助成 </div>	
	5 学童クラブの整備・充実	<div style="display: flex; align-items: center;"> ⇒ <ul style="list-style-type: none"> (1)特別支援児の受け入れ </div>	
	実 は、実行計画事業		

1 障害児の発達相談 **実**

発達に遅れや偏りの心配のある児童が、療育機関等の適切な支援先につながるよう発達相談の充実を図ります。

(1) 発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施

発達に遅れや偏りの心配のある未就学児が、適切な支援につながるように、子どもの発達状況を把握し、療育先等に係る相談や調整等を行います。また、一人ひとりの子どもの心身の状態や家庭環境等を踏まえた「杉並区障害児支援利用計画」を作成することで、療育先と子どもの所属集団との連携や保護者支援を実現します。

(2) 医療相談・専門相談支援の充実

専門的な相談を受けることで、本人や家族が安心して過ごせるよう支援します。また、児童精神科及び小児神経科の医療相談の対象に民間の児童発達支援事業所を加え、ことばや情緒面、運動機能に課題のある児童の療育について、医学的な指示や助言が受けられるようにしていきます。

2 療育支援の充実 **実**

障害の種別や程度に関わらず身近な地域で療育が受けられるよう環境整備を進めます。

(1) こども発達センターの療育支援の実施

中重度の障害児を対象として個別または集団で、楽しく遊ぶ経験を通して心身の発達を促し、集団活動の中で社会性や協調性を身に付けていきます。

(2) 重症心身障害児通所施設わかばの運営支援の実施

医療的ケアが必要な未就学の重症心身障害児等が、身近な地域で十分な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばを委託により運営します。

(3) 民間児童発達支援事業所の支援の質の向上

民間の児童発達支援事業所が、障害児の特性に応じた質の高い支援が行えるよう、「杉並区障害児支援利用計画」のモニタリングを活用し評価を実施するほか、地域支援講座や研修等への参加を促します。

(4) 重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営支援

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が、放課後等デイサービス事業所で安心して過ごすことができるよう、医療的ケアに欠かせない看護師の確保に係る費用の一部を助成します。

(5) 学齢期の発達障害児支援事業の充実

学校での支援に加え個別に支援が必要な発達障害児を、学校と情報共有しながら、区が委託する学齢期発達障害児支援事業所等の適切な支援先につなげ、学習面やコミュニケーション、社会性の発達を促します。また、個別に異なる発達課題にあった療育が提供されるよう、委託事業者の確保に取り組みます。

3 地域支援の充実 **実**

こども発達センターの専門職による保育所等への訪問支援、地域の支援者等に向けた研修や講座の開催など、こども発達センターの地域支援機能を活用し、地域の支援力を向上させるとともに関係機関との連携を強化します。

地域支援

児童福祉法に規定される児童発達支援センター（こども発達センター）の機能で、障害児が通う施設の支援者等が、適切に支援ができるよう、相談や助言等を行うもの

(1) 地域支援講座の実施

発達障害児の支援者を対象に、障害についての知識と支援技術の向上を図るため講座等を企画実施します。また、地域の理解者や支援者をより広め・深めるため研修・講座を行います。

(2) 保育所等訪問支援の実施

保護者等からの要請により、専門職が保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活を円滑に送れるよう園職員と連携を図ります。園訪問の事前の情報収集やカンファレンス、保護者へのフィードバックをより丁寧に行い各回の訪問を充実させます。

(3) 関係機関・学校とのつながりづくりの推進

「杉並区障害児支援利用計画」の相談に応じながら、保護者や関係機関と連携を図るとともに、就学前から就学後に切れ目なく支援が受けられるよう、学校へのつなぎの支援を行います。

4 障害児保育の実施

(1) 障害児保育の拡充

増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、障害児指定園について、現在の区立保育園8園に加え、障害児指定園のない地域に、今後、新たに7園の区立保育園を指定します。

(2) 保育対応型児童発達支援保育料助成

保育対応型児童発達支援事業所を利用する医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者の就労を支援するため、認証保育所に預けた場合と同程度の費用負担になるよう独自の保育料の助成を行います。

5 学童クラブの整備・充実

(1) 特別支援児の受け入れ

すべての学童クラブにおいて、障害等により特別な支援が必要な児童を受け入れるとともに、専門職による巡回指導等により、個々の特性に応じたきめ細かい育成を行います。また、重度の身体障害と知的障害が併さる重複障害児については、高円寺北学童クラブ（平成32年度に高円寺小中一貫教育校内に移転予定）において受け入れを図ります。